

令和 3 年 9 月 3 0 日

上田市消防委員会 御中

上田市長 土屋 陽一



上田市消防団の団員報酬、出動手当及び団員定数について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 上田市消防団員の団員報酬増額に関すること
- (2) 上田市消防団員の出動報酬創設に関すること
- (3) 上田市消防団員の定数に関すること

2 諮問理由

近年全国では、少子高齢化の影響や、勤務体系等の変化により、消防団員が2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況です。

上田市においても同様に消防団員数は減少しており、平成25年4月の消防団員数は2,224人でしたが、令和3年4月には1,859人にまで減少し、条例定数2,270人の81.9%という状況となっています。

また、消防団員の処遇改善の方策として、別紙令和3年4月13日付け消防庁長官通知により、令和4年4月1日から消防団員報酬36,500円の支給及び出動報酬1日8,000円の支給を行うこととされています。

現在上田市では、団員報酬が14,200円であり、出動報酬については、規定等が無いことから、支給していない状況となっています。

このことを踏まえ、現状の消防団員数や、消防庁長官通知の内容等について諮問するものです。

○上田市消防委員会条例

平成 18 年 3 月 6 日
条例第 228 号

(設置)

第 1 条 本市における消防の十分な発達に資し、もって消防行政の円滑な運営について調査審議するため、上田市消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとし、及びこれらに関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善強化に関する事項
- (2) その他消防に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防関係者 4 人以内
- (2) 学識経験のある者 10 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

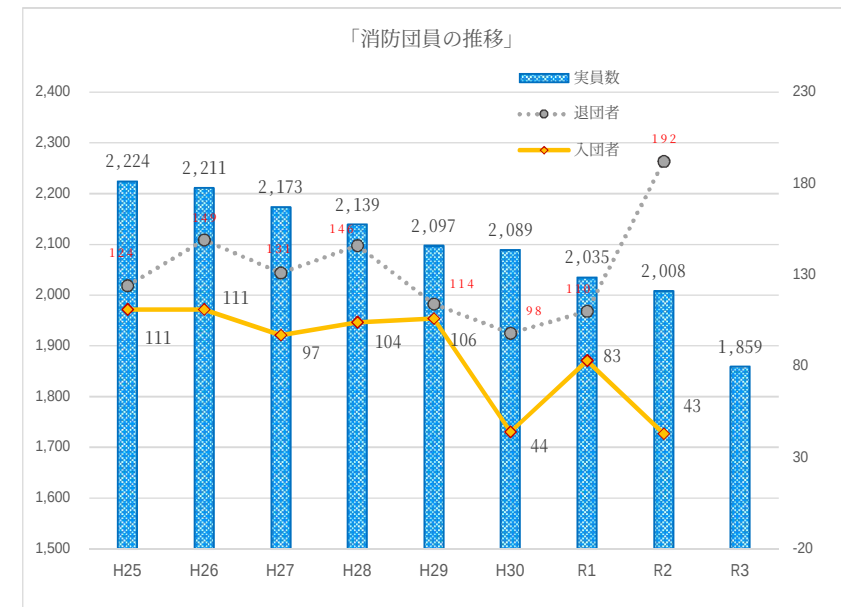
この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

『消防団員の推移』（条例定員：2,270人）

年度	実員数	充足率	減少率	退団者	入団者	
H25	2,224	98.0%	98.5%	124	111	H24=2,257
H26	2,211	97.4%	99.4%	149	111	2,211
H27	2,173	95.7%	98.3%	131	97	2,173
H28	2,139	94.2%	98.4%	146	104	2,139
H29	2,097	92.4%	98.0%	114	106	2,097
H30	2,089	92.0%	99.6%	98	44	2,089
R1	2,035	89.6%	97.4%	110	83	2,035
R2	2,008	88.5%	98.7%	192	43	2,008
R3	1,859	81.9%	92.6%			1,859 4月実績
平均			97.9%	133	87	
R4	1,813		1,775	1,794		
R5	1,768		1,738	1,753		
R6	1,722		1,701	1,712		
R7	1,677		1,665	1,671	1,500	(*0.89557)
R8						※過去の実績から推計した団員数
R9						
R10						

「将来の消防団員を推計した方法」

- ①過去8年間における退団者の平均員数
- ②同時期における入団者の平均員数
- ③過去8年間の平均減少率に基づいた員数
- ④上記でそれぞれ算定した員数の平均値の員数
- ⑤将来推計人口に基づく適齢男性の減少率を勘案する。＝89.557%
（H25.3国立社会保障・人口問題研究所によるR2－R7の減少率を勘案）



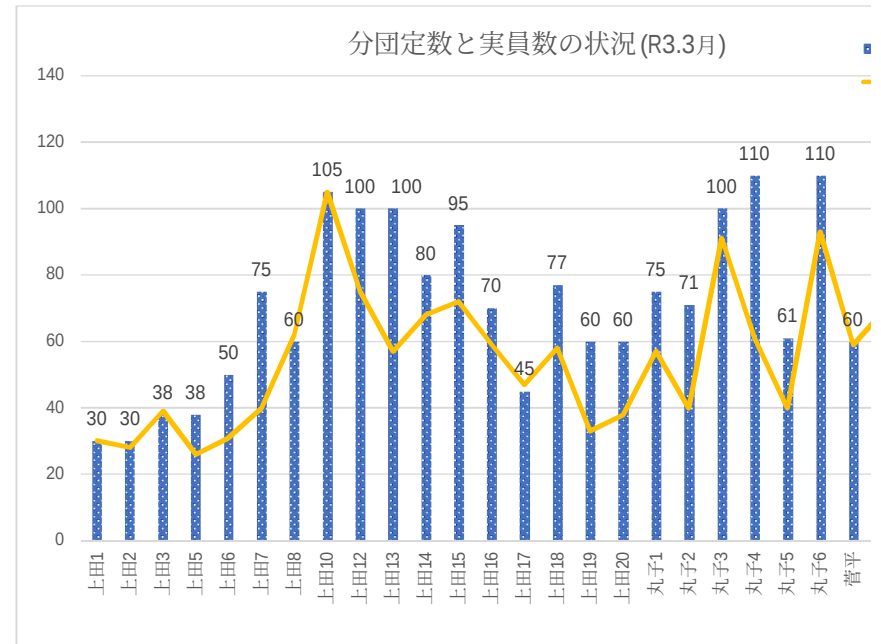
◇条例定数における団員の充足率◇

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
充足率	98.0%	97.4%	95.7%	94.2%	92.4%	92.0%	89.6%	88.5%	81.9%

仮想定数
40
40
50
50
65
75
60
85
85
60
80
65
45
40
55
40
40
40
40
85
65
50
60
60
60
60
65
60
40
1,660

△ 537

分団定数と実員数の状況 (R3.3月)



『分団別団員適齢層（20～49歳）人口の調査』（R2.4月現在）

地域	分団	分団定数	管轄人口	適齢男性数	適齢女性数	適齢者数 (20～49)
上田中央	上田1	30	6,487	1,243	1,022	2,265
	上田2	30	2,994	503	464	967
	上田3	38	9,075	1,541	1,470	3,011
	上田5	38	8,903	1,527	1,415	2,942
城南・川辺	上田6	50	13,261	2,503	2,097	4,600
	上田7	75	16,519	3,125	2,866	5,991
秋和・塩尻	上田8	60	4,216	791	770	1,561
神川	上田10	105	10,139	1,994	1,793	3,787
神科	上田12	100	17,963	3,364	3,271	6,635
豊殿	上田13	100	5,056	936	809	1,745
中塩田	上田14	80	10,748	1,907	1,773	3,680
東塩田	上田15	95	5,184	953	814	1,767
西塩田	上田16	70	2,684	398	361	759
別所	上田17	45	1,307	158	162	320
浦里	上田18	77	3,050	478	436	914
室賀	上田19	60	1,531	210	207	417
小泉	上田20	60	2,070	355	348	703
西内	丸子1	75	1,018	119	122	241
東内	丸子2	71	1,513	214	183	397
中丸子	丸子3	110	7,696	1,238	1,117	2,355
依田	丸子4	100	4,583	826	738	1,564
長瀬	丸子5	61	3,101	509	467	976
塩川	丸子6	110	3,745	626	560	1,186
真田	菅平	60	1,089	206	153	359
	長	120	2,570	360	315	675
	傍陽	120	2,198	296	246	542
	本原	105	4,206	718	660	1,378
武石	武石東部	80	2,212	308	292	600
	武石西部	65	1,133	164	145	309
	合計	2,190	156,251	27,570	25,076	52,646

※ 既に分団定数を維持することが困難と思われる分団が多数あり、早急な見直し検討:

『上田市における年齢別の将来推計人口』（H25.3国立社会保障・人口問題研究所）

【男女計】	2020(R2)	2025(R7)	2030(R12)	2020(R2)	2025(R7)	2030(R12)
【総数】	148,955	142,516	135,623	72,210	68,963	65,466
0～4歳	5,227	4,679	4,384	2,682	2,401	2,250
5～9歳	5,974	5,179	4,637	3,043	2,638	2,362
10～14歳	6,515	5,938	5,149	3,314	3,024	2,622
15～19歳	7,164	6,262	5,707	3,581	3,178	2,899
20～24歳	6,988	6,781	5,928	3,687	3,485	3,091
25～29歳	6,697	6,751	6,557	3,585	3,527	3,337

30～34歳	6,734	6,594	6,648	3,521	3,501	3,444
35～39歳	7,369	6,638	6,500	3,710	3,464	3,444
40～44歳	9,058	7,234	6,516	4,591	3,626	3,386
45～49歳	10,852	8,925	7,130	5,583	4,497	3,553
適齢合計	47,698	42,923	39,279	24,677	22,100	20,255
50～54歳	9,922	10,658	8,768	4,936	5,439	4,381
55～59歳	9,393	9,763	10,490	4,531	4,829	5,323
60～64歳	9,146	9,253	9,629	4,461	4,410	4,707
65～69歳	10,169	8,899	9,017	4,935	4,298	4,258
70～74歳	11,602	9,713	8,515	5,553	4,635	4,046
75～79歳	9,300	10,698	8,963	4,309	4,952	4,137
80～84歳	7,066	8,069	9,387	2,973	3,526	4,115
85～89歳	5,406	5,420	6,243	1,961	2,040	2,454
90歳以上	4,373	5,062	5,455	1,254	1,493	1,657

※ 上田市の団員適齢人口は、将来推計においても減少の一途をたどることから、定期

(R2.4月現在)

定数確保のために適齢男性何人に1人が必要か	定数の削減・見直しが必要と思われる分団△/×
41.4	
16.8	
40.6	
40.2	
50.1	
41.7	
13.2	
19.0	
33.6	
9.4	△
23.8	
10.0	△
5.7	×
3.5	×
6.2	×
3.5	×
5.9	×
1.6	×
3.0	×
11.3	△
8.3	△
8.3	△
5.7	×
3.4	×
3.0	×
2.5	×
6.8	×
3.9	×
2.5	×
12.6	

が必要である。

仮想定員 R3.5.14	適齢男性 何人に1人 必要か
40	31
40	13
50	31
50	31
65	39
80	39
60	13
85	23
85	40
60	16
80	24
65	15
40	10
40	4
50	10
40	5
40	9
40	3
40	5
85	15
65	13
45	11
55	11
60	3
55	7
50	6
60	12
55	6
40	4
1,620	17

- ・増員
- ・増員
- ・増員
- ・増員
- ・増員
- ・増員

- ・要支援団員
- ・要支援団員
- ・要支援団員
- ・要支援団員
- ・要支援団員

- ・要支援団員
- ・要支援団員
- ・要支援団員

- ・要支援団員
- ・要支援団員

 $\hat{\tau})$

2035(R17)	R17/R2增減率
61,804	-14.4%
2,139	-20.2%
2,213	-27.3%
2,348	-29.1%
2,514	-29.8%
2,817	-23.6%
2,962	-17.4%

3,258	-7.5%
3,388	-8.7%
3,366	-26.7%
3,318	-40.6%
19,109	-22.6%
3,463	-29.8%
4,291	-5.3%
5,191	16.4%
4,550	-7.8%
4,018	-27.6%
3,630	-15.8%
3,444	15.8%
2,931	49.5%
1,963	56.5%

的な分析・見直し・検討が必要

1 はじめに

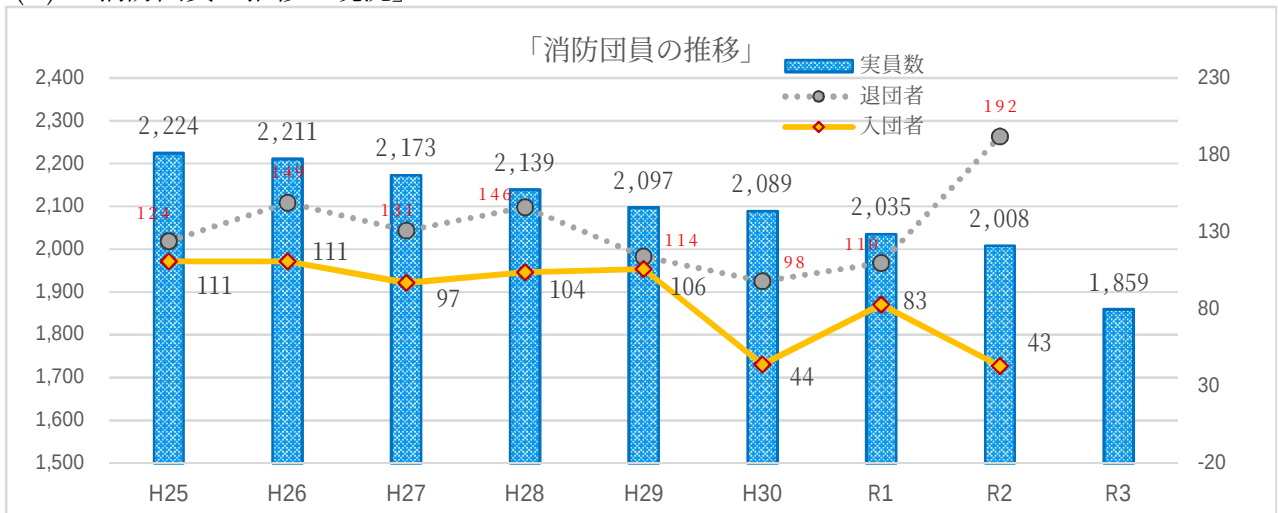
上田市消防団は、新市合併以降、人口減少や少子化、社会就業構造の変化等の影響を受け、真田地域、武石地域において組織の改編を行い、平成25年4月には消防団の条例定員を合併前の旧4市町村合算の2,490人から2,270人に、分団数を9個削減し29個分団として現在に至っております。

しかしながら、その後も人口の減少、少子化はさらに進行し、団員のサラリーマンの割合も9割近くに達し、消防団が従来の活動を継続するには非常に厳しい環境が生じています。

消防団は地域防災の中核をなす組織であり、地元自治会並びに行政も一体となって、その充実強化に努めなければ将来的にその活動が危ぶまれる事態にもなり兼ねないことから、将来を見据え地域の皆さんと、その対応を検討してまいりたいと考えています。

2 消防団の現況について

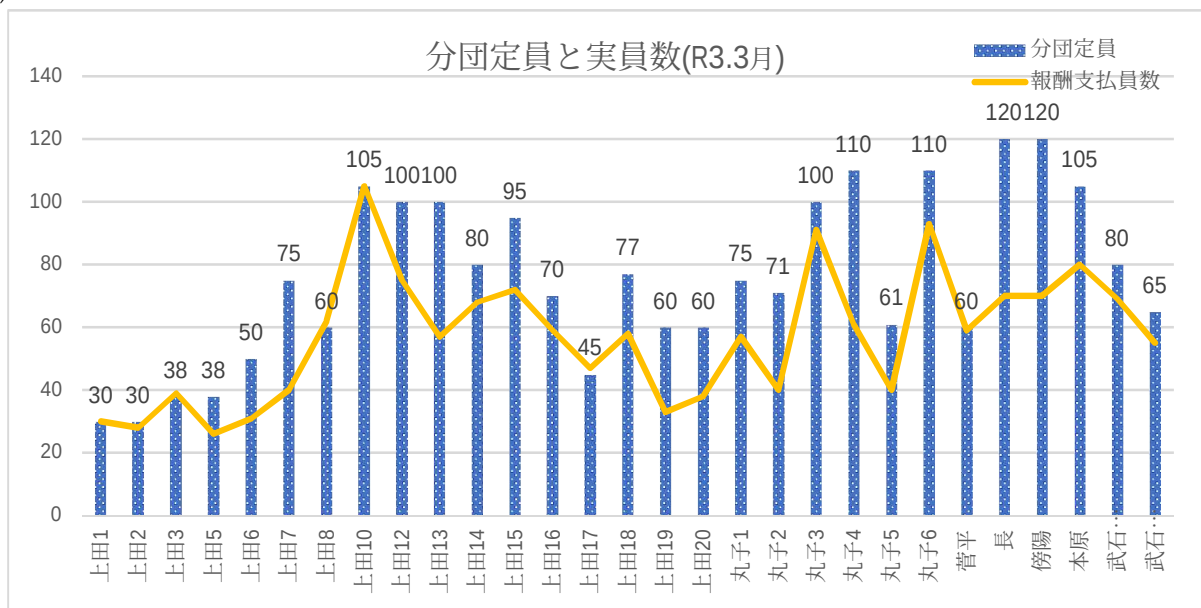
(1) 「消防団員の推移の現況」



表中の数字は4月現在

グラフのとおり平成25年に定員を改正したにもかかわらず、年々団員数は減少を続け、令和3年4月の実員は1,859人で条例定員に対する充足率は81.9%にまで減少しています。

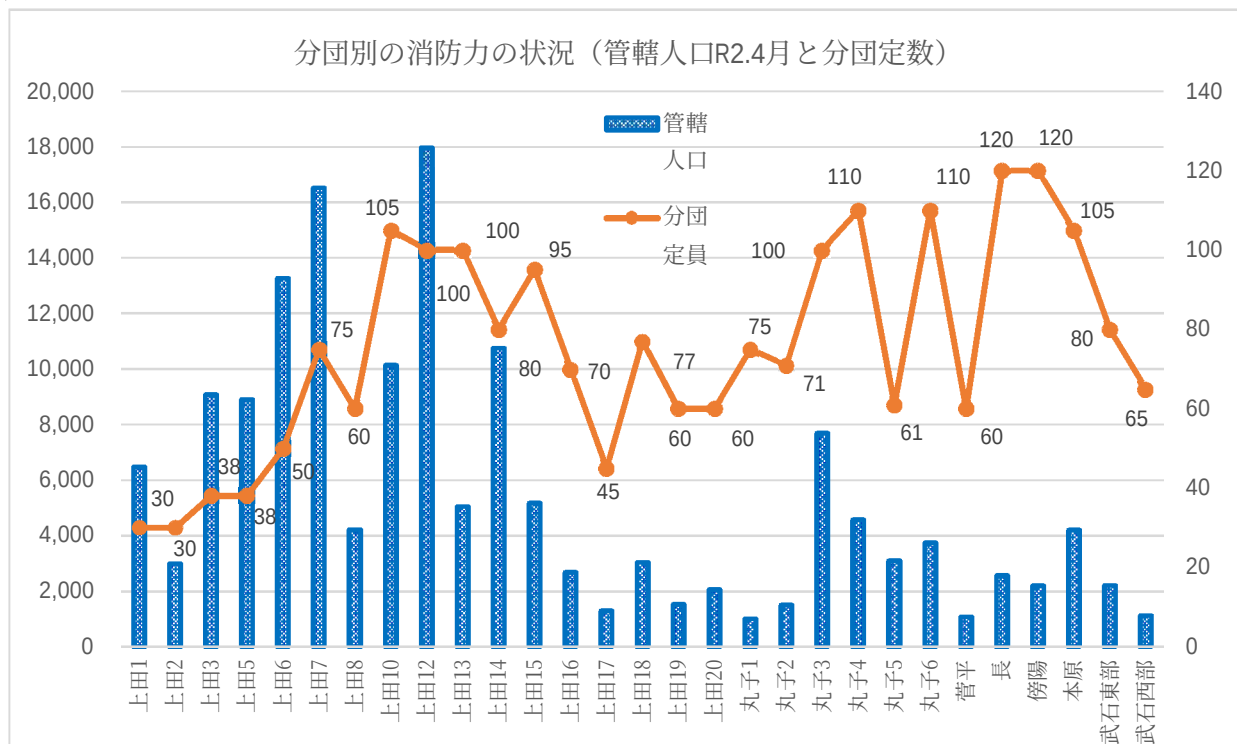
(2) 「各分団の定員と充足状況」



分団別の定員に対する実員数は、一部の地域において大きく下回っております。

これは社会構造の変化によって消防団員となる適齢層（20～50歳未満）人口が地域によって大きく減少していることもあり、これらの地域では早急に対策を検討しなければなりません。

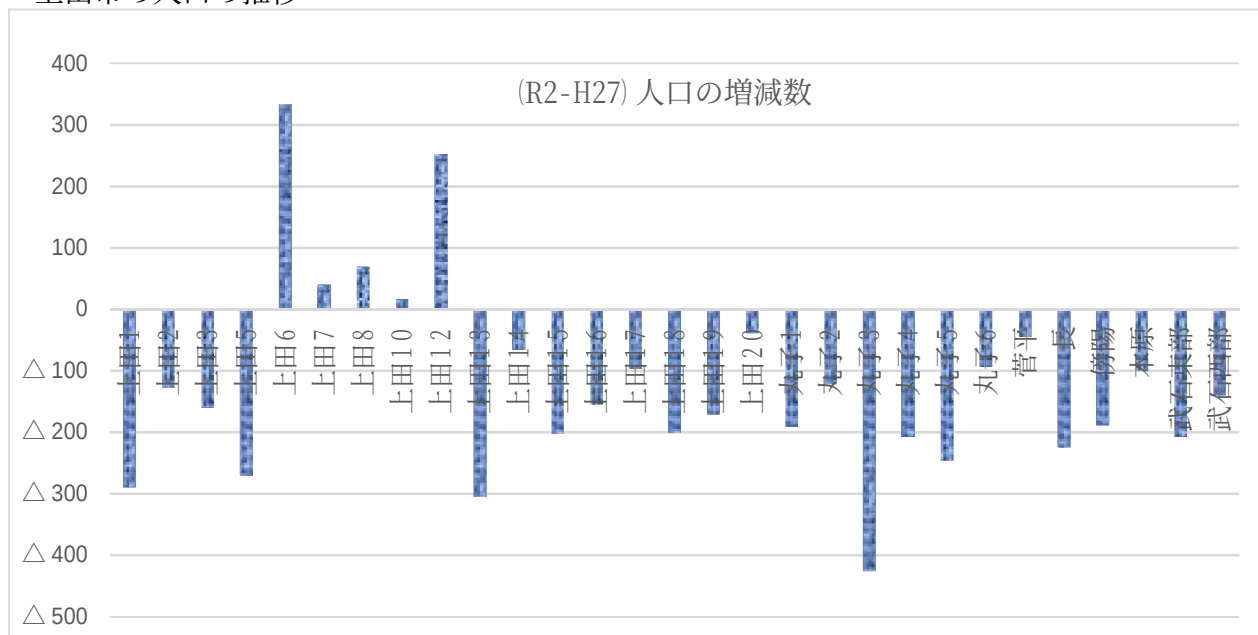
(3) 「分団の管轄人口と分団定数」



このグラフは各分団の管轄人口と分団定数を現したものです。

管轄人口が少ない地域で高い団員定数が定められており、人口減少や少子化が続く中、消防団員の適齢層人口も減少していることから、定数を確保することは非常に困難な状況がうかがえます。

3 上田市の人口の推移



これは管轄分団地区における人口の増減数をグラフ化したものです。一部を除いて大半の地域で人口が減少しています。

このような状況であることから、地域の消防団（分団）の将来のあり方について、皆さんと一緒に考えたいと思います。

『R2-H27分団管轄人口と分団定数の比較調査』

『R2-H27団員適齢層（20～49歳）男性人口の調査』

R2.4月

地域	分団	分団定員	R2 管轄 人口 (a)	H27 管轄 人口 (b)	人口の 増減 (a-b)	人口の 増減率 (a/b)	R2人口 に占める 分団定数の 割合	R2 適齢 男性数 20～49 ◎	H27 適齢 男性数 20～49 (d)	適齢男性 の増減 (c-d)	適齢男性 の増減率 (c/d)	適齢男性 人口に占 める分団 定数の割合 (R2)	定数確保 のために適 齢男性何人 に1人必要か (R2)
上田中央	上田1	30	6,487	6,776	△ 289	-4.3%	0.5%	1,243	1,392	△ 149	-10.7%	2.4%	41
	上田2	30	2,994	3,121	△ 127	-4.1%	1.0%	503	566	△ 63	-11.1%	6.0%	17
	上田3	38	9,075	9,235	△ 160	-1.7%	0.4%	1,541	1,635	△ 94	-5.7%	2.5%	41
	上田5	38	8,903	9,173	△ 270	-2.9%	0.4%	1,527	1,638	△ 111	-6.8%	2.5%	40
城下・川辺	上田6	50	13,261	12,927	334	2.6%	0.4%	2,503	2,440	63	2.6%	2.0%	50
	上田7	75	16,519	16,479	40	0.2%	0.5%	3,125	3,136	△ 11	-0.4%	2.4%	42
秋和・塩尻	上田8	60	4,216	4,147	69	1.7%	1.4%	791	787	4	0.5%	7.6%	13
神川 神科	上田10	105	10,139	10,123	16	0.2%	1.0%	1,994	2,055	△ 61	-3.0%	5.3%	19
	上田12	100	17,963	17,711	252	1.4%	0.6%	3,364	3,402	△ 38	-1.1%	3.0%	34
豊殿	上田13	100	5,056	5,361	△ 305	-5.7%	2.0%	936	1,030	△ 94	-9.1%	10.7%	9
中塩田	上田14	80	10,748	10,813	△ 65	-0.6%	0.7%	1,907	1,958	△ 51	-2.6%	4.2%	24
東塩田	上田15	95	5,184	5,386	△ 202	-3.8%	1.8%	953	977	△ 24	-2.5%	10.0%	10
西塩田	上田16	70	2,684	2,838	△ 154	-5.4%	2.6%	398	424	△ 26	-6.1%	17.6%	6
別所	上田17	45	1,307	1,403	△ 96	-6.8%	3.4%	158	177	△ 19	-10.7%	28.5%	4
浦里	上田18	77	3,050	3,250	△ 200	-6.2%	2.5%	478	540	△ 62	-11.5%	16.1%	6
室賀	上田19	60	1,531	1,701	△ 170	-10.0%	3.9%	210	238	△ 28	-11.8%	28.6%	4
小泉	上田20	60	2,070	2,108	△ 38	-1.8%	2.9%	355	387	△ 32	-8.3%	16.9%	6
内村	丸子1	75	1,018	1,208	△ 190	-15.7%	7.4%	119	158	△ 39	-24.7%	63.0%	2
	丸子2	71	1,513	1,634	△ 121	-7.4%	4.7%	214	245	△ 31	-12.7%	33.2%	3
中丸子	丸子3	110	7,696	8,121	△ 425	-5.2%	1.4%	1,238	1,379	△ 141	-10.2%	8.9%	11
依田	丸子4	100	4,583	4,790	△ 207	-4.3%	2.2%	826	894	△ 68	-7.6%	12.1%	8
長瀬	丸子5	61	3,101	3,346	△ 245	-7.3%	2.0%	509	586	△ 77	-13.1%	12.0%	8
塩川	丸子6	110	3,745	3,837	△ 92	-2.4%	2.9%	626	652	△ 26	-4.0%	17.6%	6
真田	菅平	60	1,089	1,133	△ 44	-3.9%	5.5%	206	217	△ 11	-5.1%	29.1%	3
	長	120	2,570	2,794	△ 224	-8.0%	4.7%	360	417	△ 57	-13.7%	33.3%	3
	傍陽	120	2,198	2,386	△ 188	-7.9%	5.5%	296	359	△ 63	-17.5%	40.5%	2
	本原	105	4,206	4,306	△ 100	-2.3%	2.5%	718	743	△ 25	-3.4%	14.1%	7
武石	武石東部	80	2,212	2,419	△ 207	-8.6%	3.6%	308	347	△ 39	-11.2%	26.0%	4
	武石西部	65	1,133	1,272	△ 139	-10.9%	5.7%	164	190	△ 26	-13.7%	39.6%	3
合計		2,190	156,251	159,798	△ 3,547	-2.2%	1.4%	27,570	28,969	△ 1,399	-4.8%	7.9%	13

- ① R2年とH27年の5年間の比較では、上田市の全体人口は△2.2%の減少に対し、団員の適齢（20～49歳）男性数は△4.8%の減少で全体人口に対し2倍以上の割合で減少している。（少子高齢化の影響が表れている。）
- ② R2年の上田市全人口に占める分団定員の割合は1.4%であるが、分団個々に見ると最大で7.4%、最小で0.4%と、人口規模による分団定員の設定には大きな格差（18倍）がある。
- ③ R2年の適齢男性数と分団定員の関係を見ると、最大で63.0%、最小で2.0%と、その地域間の格差はさらに大きい。（31倍）
- ④ 現状の分団の定員は、人口規模や適齢の男性人口とは全く関係なく定められていることから、地域によっては団員確保が非常に大きな負担となっており、改善の必要がある。
- ⑤ 消防行政の一般的な原則では、人口規模に比例して消防力（人力・機械力・水利）の増強が必要であることから、現在の分団定員の設定には、そもそも無理があると言える。
- ⑥ 消防行政の任務を果たすためには、管轄人口の多い分団には多くの団員数が必要であり、少ない団員数で分団を運営していくには1人当たりの業務負担が増加することになる。

「第6分団の場合」

- ① 管轄人口規模から見た第6分団の分団定員の割合は0.4%で、市内で最小であることから定員の増員が必要である。
- ② R2-H27の人口比較でも、管轄人口及び適齢男性人口ともに増加していることから、定員の増員は他の地域と比較して優位であると言える。
- ③ 地域防災力を増強するためには消防団だけではなく、関係自治会、消防OBの皆さんが協力して、分団を支えていく必要がある。
- ④ 行政としては、「消防団中核法」に基づき、消防団活動を支えるための機能別団員制度の導入を消防団に提案して、地域で支援をいただける皆さんを協力（支援）団員として位置付け、団員の確保をしていきたいと考えている。
- ⑤ 機能別団員のなり手としては、消防職・団員OB、自主防災組織等の構成員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体の関係者等を想定しており、管轄分団長の指揮命令下での活動を想定している。また、基本団員との構成比は1～2割程度と考える。
- ⑥ 消防団が地域防災力の中核を担うためには、消防団も多様な災害に備えるため常備消防署等での教育訓練を受け、資質の向上を図るとともに、地域住民の皆さんも連携して消防団（分団）の強化に協力していただきたい。

※ 「機能別消防団員制度」とは、入団時から特定の活動及び役割のみに参加する団員としてH17～国で制度化、「大規模災害団員」は、大規模災害時に人員不足等が予測されるときに特定の活動を行う団員で、これらはすべての災害活動に従事する「基本団員」の補完的な制度として多くの市町村で導入されている。（H31.4月現在、501市町村が導入）

『分団別の消防力（人力・機械力）の比較』

R2.4月

地域	分団	分団定員	管轄人口	配備車両数	ポンプ口数	人口/定員	平均	人口/P口数	平均	世帯数
上田中央	上田1	30	6,487	2	2	216	197	3,244	3,432	3,317
	上田2	30	2,994	1	2	100		1,497		1,401
	上田3	38	9,075	1	2	239		4,538		4,310
	上田5	38	8,903	1	2	234		4,452		4,182
城下・川辺	上田6	50	13,261	2	3	265	243	4,420	4,275	5,758
	上田7	75	16,519	3	4	220		4,130		7,126
秋和・塩尻	上田8	60	4,216	3	4	70		1,054		1,878
神川	上田10	105	10,139	5	6	97	138	1,690	2,342	4,518
神科	上田12	100	17,963	5	6	180		2,994		7,536
豊殿	上田13	100	5,056	5	6	51		843		2,163
中塩田	上田14	80	10,748	4	5	134	64	2,150	1,163	4,498
東塩田	上田15	95	5,184	3	3	55		1,728		2,207
西塩田	上田16	70	2,684	5	6	38		447		1,099
別所	上田17	45	1,307	3	4	29		327		626
浦里	上田18	77	3,050	2	3	40	33	1,017	824	1,237
室賀	上田19	60	1,531	2	2	26		766		697
小泉	上田20	60	2,070	2	3	35		690		835
内村	丸子1	75	1,018	4	5	14	40	204	778	459
	丸子2	71	1,513	4	4	21		378		603
中丸子	丸子3	100	7,696	5	6	77		1,283		3,342
依田	丸子4	110	4,583	4	4	42		1,146		1,814
長瀬	丸子5	61	3,101	2	3	51		1,034		1,316
塩川	丸子6	110	3,745	6	6	34		624		1,591
真田	菅平	60	1,089	4	6	18	24	182	494	407
	長	120	2,570	4	5	21		514		1,073
	傍陽	120	2,198	5	5	18		440		924
	本原	105	4,206	4	5	40		841		1,640
武石	武石東部	80	2,212	5	4	28	23	553	465	906
	武石西部	65	1,133	4	3	17		378		486
	計	2,190	156,251	100	119	71		1,313		67,949

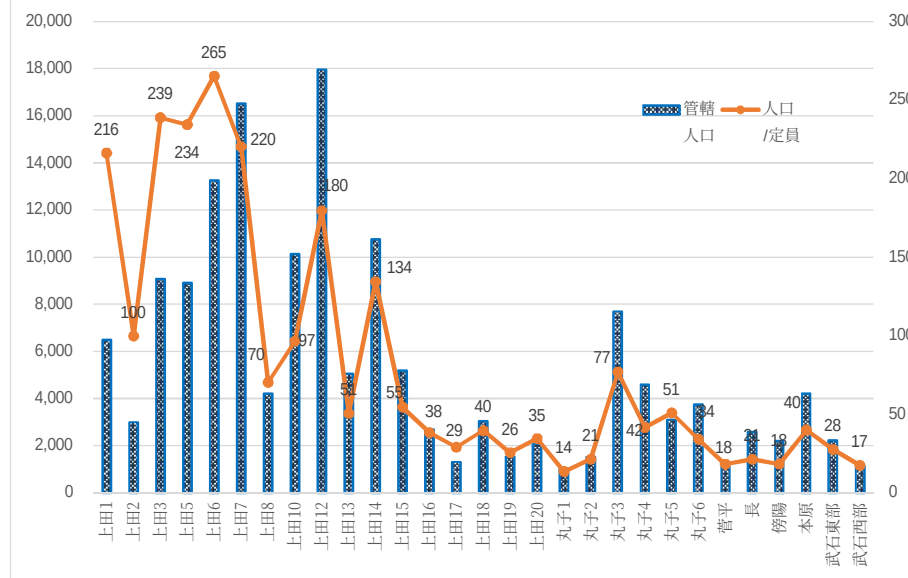
Av.
2,343

- ① 市内の団員1人当たりが受け持つ人口の平均は71人であるが、最大は265人で、最小は14人と、分団によって大きな格差(19倍)が生じている。
⇒人口に対する団員数の適正化を図り、団員1人に係る業務の負担を平準化する必要がある。
- ② 同様に消防の機械力である消防ポンプ1口当たりが受け持つ人口の平均は1,313人であるが、最大は4,538人、最小が182人で、分団における機械力にも大きな格差が生じている。(25倍)
⇒人口に対する消防ポンプ口数(消防車両数)の適正化を図り平準化する必要がある。
- ③ 消防力の構成要素は、人力と機械力及び消防水利によって賄われていることから、地域の特性(人口や消防危険等)を考慮して、分団員数及び消防ポンプ等の機械力を適正に整備しなければならない。
⇒ 市内各地域における分団定数並びに消防機械力の均衡を図る必要がある。

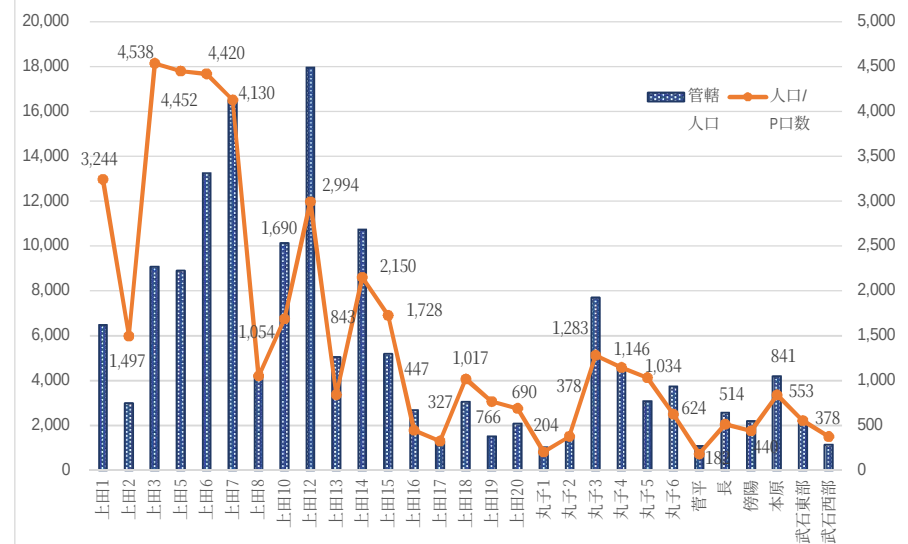
『第6分団の場合』

- ① 分団定数で見ると、団員1人が受け持つ人口は市内最大の265人である。他の分団と比較して、管轄人口に対する団員数が大きく不足している。
- ② 第6分団の機械力は、消防ポンプ自動車1台(2口)、小型動力ポンプ付積載車1台(1口)の計3口で、ポンプ1口が賄う人口が4,420人であり、市内平均の1,313人の3倍以上の格差があることから、機械力の増強が必要である。
- ③ 千曲川左岸流域を広く管轄し、住宅や公共施設、工場、各種事業所が密集する市街地を形成していることから、現在の消防力は脆弱であり増強を図らなければ、消防団として地域防災の中核を担うことはできないと考える。

分団別の消防力の状況(管轄人口と団員1人が受け持つ人口)

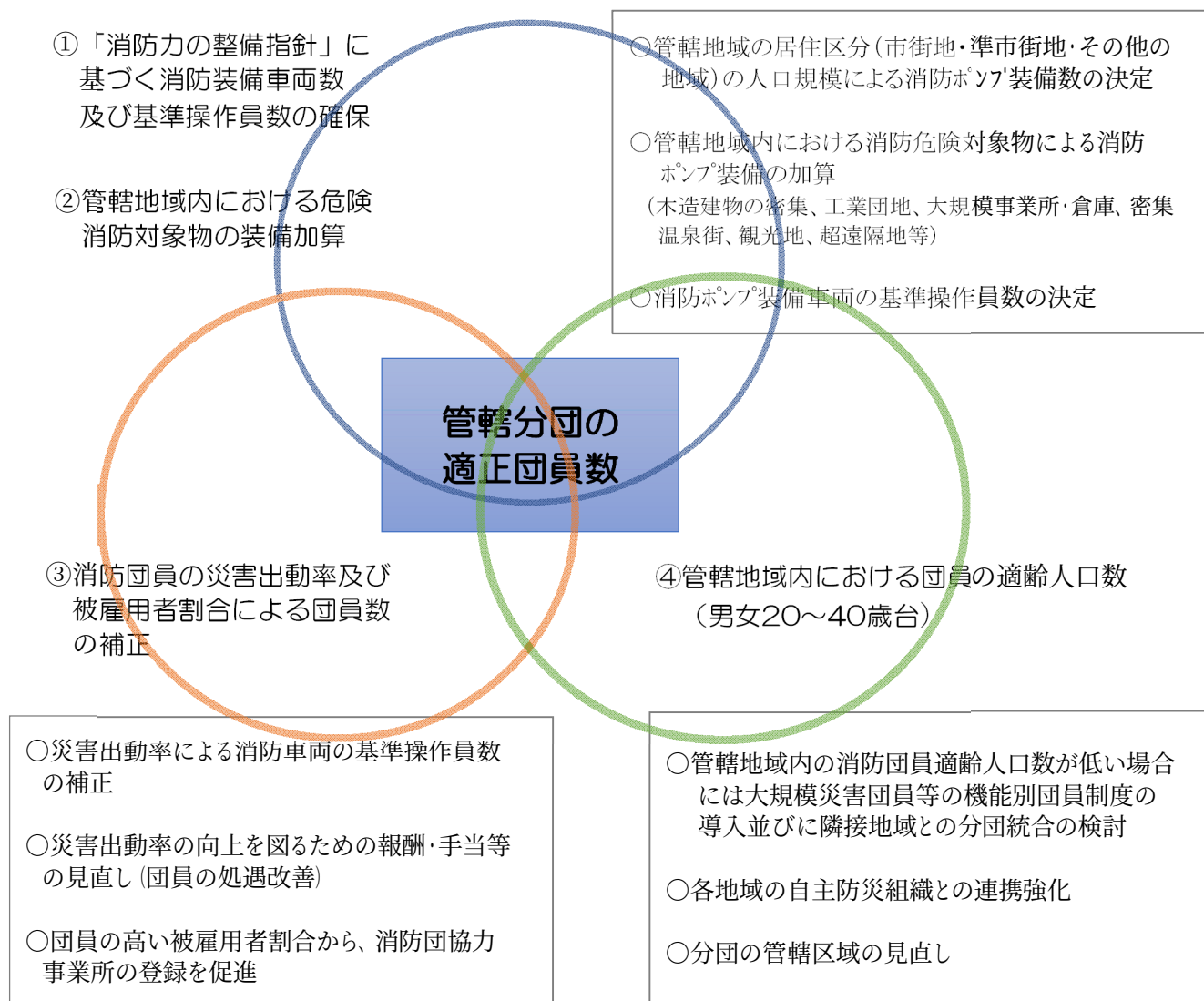


分団別の消防力の状況(管轄人口と消防ポンプ1口が受け持つ人口)



『上田市消防団適正化計画(案)の構想図』

消防庁告示による「市町村の消防計画の基準」の策定



「消防団の適正化について」（及び併せて検討する課題）

- 1 現状の地域間（分団間）における装備及び分団員数の不均衡の是正
- 2 新たな消防団員の開拓及び継続した加入促進
(職団員OB等による大規模災害団員制度の導入や女性・学生団員等の多様な人材の確保)
- 3 自主防災組織の充実強化と消防団との連携強化
(現役団員・団OB等による自主防災組織への参画)
- 4 分団の統廃合、管轄地域の見直しによる「地域防災力の確保」

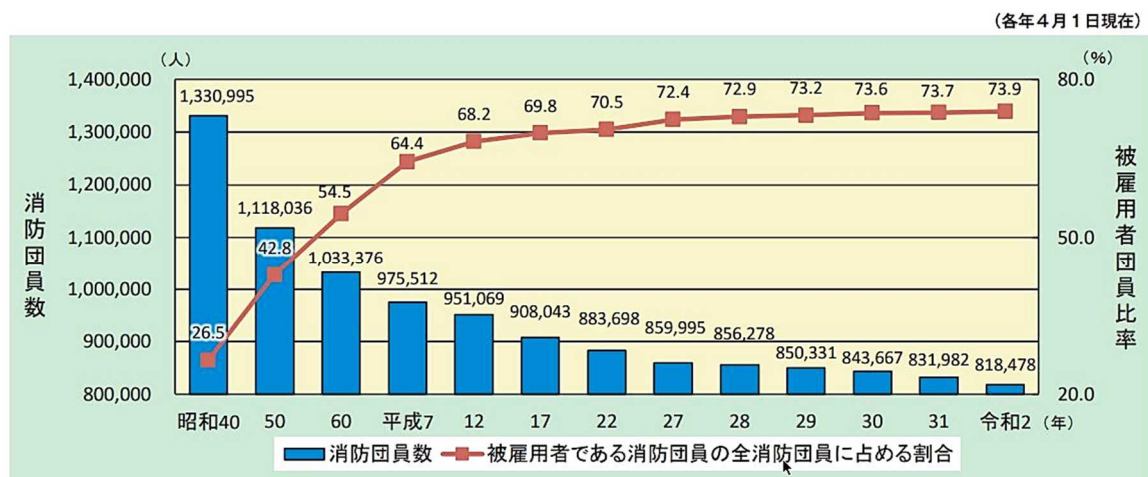
第 1 回 上田市消防委員会用資料

1 「消防団員の処遇等に関する検討会」による中間報告書について

(1) 消防団員の処遇等に関する検討会について

消防団員には、従来の消火・救助活動に加え、災害（地震、台風、集中豪雨等）の多様化・大規模化に対する避難誘導等の多様な役割が求められている状況がある。

総務省消防庁では、全国で消防団員が減少していることを踏まえ、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすことに強い危機感を持ったことから、令和 2 年 12 月から令和 3 年 3 月まで、消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行い、令和 3 年 4 月に「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告書が総務省消防庁に提出された。



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

※ 令和 2 年度消防白書より（全国の状況）

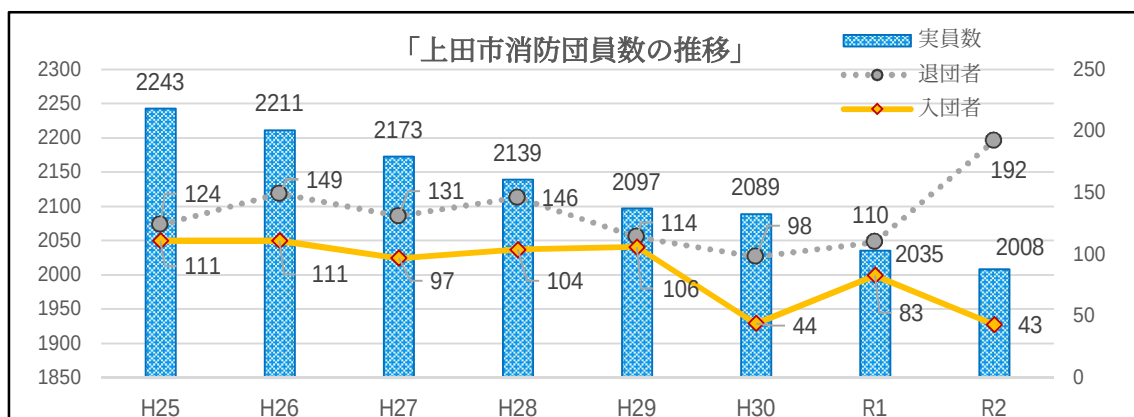
・ 消防団員数の減少

H30 年 4 月 1 日	843,667 人（対前年△6,664 人）
H31 年 4 月 1 日	831,982 人（対前年△11,685 人）
R2 年 4 月 1 日	818,478 人（対前年△13,504 人）

・ 消防団員の平均年齢の上昇 41.9 歳

・ 被用者である消防団員の割合の増加 73.9%（約 60 万 4 千人）

・ 若年層(20～30 代)の入団者数の減少



※ 上田市消防団員数の推移(毎年4月4日現在)

区 分	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年
団員数	2,097 人	2,089 人	2,035 人	2,008 人	1,859 人
対前年	△42 人	△8 人	△54 人	△27 人	△149 人

・5年間(H29年～R3年)で、238人の減員となっている。

※ 上田市の年齢別人口の推移

年齢	H18.4	H23.4	H28.4	R3.4	R3-H18
0～9	15,051 人	14,082 人	13,115 人	11,714 人	△3,337 人
10～19	16,420 人	15,704 人	15,341 人	14,305 人	△2,115 人
20～29	17,475 人	15,311 人	15,282 人	14,550 人	△2,925 人
30～39	21,534 人	20,463 人	17,871 人	15,941 人	△5,593 人
40～49	19,048 人	19,880 人	22,193 人	21,453 人	2,405 人
50～59	23,459 人	19,567 人	19,319 人	20,313 人	△3,146 人
60～69	19,836 人	23,065 人	22,977 人	19,351 人	△485 人
70～79	17,475 人	17,091 人	17,873 人	21,044 人	3,569 人
80～	11,163 人	13,763 人	15,489 人	16,552 人	5,389 人
合計	161,461 人	158,926 人	159,460 人	155,223 人	△6,238 人

(2) 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書の概要

ア 年額報酬について

出勤手当が支給されない活動として、機器の点検や会議の出席などの日常的な活動は今後も必要なものであり、引き続き基本給的性格を持つ報酬として年額報酬を支給するとともに、更に出動報酬を支給することが適当である。

年額報酬の基準となる額は、予備自衛官を参考としつつ、地方自治体の非常勤特別職である一方で、元来、郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つこと等を考慮して、当面、現在の地方交付税単価である 36,500 円を支払うべき標準的な額として定めることが適当である。

なお、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者等については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが適当である。

(参考) 年額報酬の額

令和 2 年 4 月現在

階 級	交付税単価	上田市	19 市平均	上田広域内 平均	全国条例 平均
団 長	82,500 円	168,000 円	183,600 円	198,000 円	144,785 円
副団長	69,000 円	128,000 円	129,000 円	142,200 円	104,438 円
分団長	50,500 円	74,900 円	92,100 円	78,100 円	74,010 円
副分団長	45,500 円	51,200 円	56,700 円	50,400 円	54,460 円
部 長	37,000 円	35,700 円	41,600 円	40,100 円	45,366 円
班 長	37,000 円	23,500 円	28,600 円	24,500 円	36,387 円
団 員	36,500 円	14,200 円	19,000 円	14,600 円	30,925 円

イ 出動手当について

- ① 災害（火災・風水害等）に係る出動については、災害の規模等により 1 回当りの出動時間は異なるものの、

- ・「警戒・訓練」に比較して活動時間が長くなるケースがあること
- ・事前に活動時間を予測することが難しい面があること

などを考慮して、1 日＝7 時間 45 分を基本とし、予備自衛官の訓練招集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮し、1 日当たり 7,000 円から 8,000 円程度を支払うべき標準的な額として定めることが適当である。

- ・これまでの「出動手当」は、出動にかかった経費を支給する費用弁償という位置づけであったが、活動に対する報酬に見直す。
- ・1 回当たり出動手当の平均額（団体規模別）（令和 2 年 4 月 1 日時点）

団体規模	種 別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
政令市	3,973 円	3,668 円	3,248 円	3,198 円
中核市	3,045 円	3,050 円	2,686 円	2,601 円
一般市	2,776 円	2,808 円	2,483 円	2,388 円
町 村	3,042 円	3,089 円	2,686 円	2,687 円

- ・出動手当の地方交付税算入額 7,000 円/回
- ・予備自衛官 年 48,000 円(月 4,000 円)の手当、訓練 1 回当たり 8,100 円

- ② 災害時以外の出動（訓練・警戒等）については、

- ・活動時間が短いことが多いこと
- ・活動時間や開始・終了時間が事前にわかっていることが多く、予定が立てやすいこと
- ・災害時の出動に比べて危険性が比較的低いこと

などを勘案した上で、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡のとれた額を各

市町村において実態を踏まえ定めることが適当である。

(例) 訓練・警戒等は、活動時間 3～4 時間の場合には、1 日当たり 3,000 円から 4,000 円程度等

- ③ 短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1 日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準的な額と比較して均衡のとれた額となるような取扱いをすべきだが、

- ・出勤の態様が地域により様々であること
- ・各市町村における過去の取扱いや他の非常勤特別職公務員における取扱いともある程度整合をとる必要があること

などを考慮すると、国が示した基準を踏まえ、各市町村において定めることが適当である。

※ 最高裁判所判例で、非常勤職員の報酬については、「地方公共団体の財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、職務の性質、内容、職責や態様、負担等の諸般の事情の総合的考慮による政策的、技術的な見地から判断を要する」として、議会における裁量を認めている。

ウ 消防団の運営に必要な経費について

市町村が団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤手当（出勤報酬）等）と、消防団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費）は適切に区分し、市町村において適切に予算措置すべきである。

エ 市町村や国・県における対応について

消防団員が急速に減少していることを踏まえ、至急その取組に着手すべきである。国においては、制度の見直しにあたり各市町村において懸念が生じないよう、財政措置のあり方について財政需要の実態を踏まえた十分な検討を行うべきである。

オ 今後の取組

消防団員数の確保のためには、報酬等の改善のほか、広報の充実や訓練・操法大会のあり方等についても改善が必要であるため、引き続き検討を続け、令和 3 年の夏ごろに、最終報告書としてまとめる予定である。

2 消防庁長官通知による「非常勤消防団員の報酬等の基準」等について

(1) 非常勤消防団員の報酬等の基準

- ア 報酬の種類は、年額報酬と出動報酬の二種類とする。
- イ 年額報酬の「団員」階級の額は、36,500 円とする。
 - ・団員より上位の階級の者は、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- ウ 出動報酬の額は、1 日当たり 8,000 円とする。
 - ・災害（水火災又は地震等の災害）の報酬の国基準の単位は 1 日とする。
 - ・大規模災害等で出動が長期間にわたる場合もあることから、1 回ではなく 1 日単位とすることが適当である。
 - ・災害以外の出動は、市町村において出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- エ 出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。
- オ 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

(2) 留意点

- ア 基準全体について、令和 4 年 4 月 1 日から適用すること。
- イ 基準に定める標準額を上回る報酬額等を定めている場合については、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。
- ウ 出動に係る費用弁償（自家用車の使用等）については、地域の実情において各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当である。

(3) その他

- ア 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税局と協議のうえ、追って消防庁から通知する。
- イ 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和 4 年度から基準等を踏まえて見直す方向で検討することとしていること。
- ウ 本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること。

3 「消防団員の処遇等に関する検討会」の最終報告書について

(1) 検討会の前半と後半の検討内容について

前半は、消防団員の確保に向けて、団員の処遇改善について検討し中間報告書を取りまとめた。

後半は、平時の消防団活動のあり方、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、装備等の充実について検討し報告書としてまとめた。

(2) 最終報告書（後半）について

ア 消防団活動に対する社会的な認識、理解

消防団は、地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。

近年の風水害においても、消防団は警戒出動し、住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、住民の生命を守る重要な役割を果たしている。また、林野火災において延焼を防ぎ、被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要がある、常備消防だけでは対応できない。飛び火や火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

こうした消防団活動について、多くの住民に認識していただき正に評価いただくことが必要である。平時から地域活動に参加するなど消防団の役割等についてアピールするため努力している団も存在する。処遇改善を行うことについて理解を得るためにも社会的な評価は重要である。現在活動している団員にとっては処遇改善と併せて地域社会から感謝されることが、家族の理解やモチベーションの向上に繋がる。住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思える状況が、今後の団員確保につながるものと考えられる。

イ 消防団員の加入促進広報

- ・消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべき。
- ・消防団への加入を、ホームページからのオンラインで可能とするよう整備する。
- ・若年層の主な情報入手手段は、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)であることを踏まえ、積極的な活用を検討すべきである。

ウ 消防団全体のイメージアップ

これまでの感謝状や表彰を行い情報発信することは、一定の効果を得てきている。これに加え、多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報を充実させるべきである。

エ 幅広い住民の入団促進

被用者(サラリーマン)、女性、学生等は、今後の消防団運営に大きな役割を担う層である。

例えば、多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも、各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であり積極的に推進すべきである。

(参考)

項 目	内 容
全国の機能別団員数	平成 22 年： 7,706 人 令和 2 年： 26,095 人
機能別団員・機能別分団の例	
大規模災害団員	自主防災組織等で防災活動を中心的に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等の役割を担う。
応急手当普及団員	応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。
元消防職員分団	元消防署職員で構成し、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導・協力等を行う役割を担う。

オ 新たな社会環境に対応する団運営

① 団運営の更なる工夫改善

近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、地域の実態に即した防災・減災への活動等、幅広い新たな活動を展開することができる団運営が必要である。

② 団運営における幅広い意見交換

近年、特に若い人達の中から、上意下達、命令一下が厳しく、意見を団運営に反映させることが難しいという指摘もされている。

団により様々な実態があると考えられるが、幅広い様々な活動を行うため、また、それらの活動に適切に対応していくため団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならない。

③ 市・地域住民との連携

消防団の活動するための装備や必要経費の確保のためには、市長や担当部局との連携は不可欠である。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となる。団が地域住民との連携を進めることは、地域住民にとって身近な頼りになる機関として認識され、参加への関心も高めることにもつながる可能性がある。

カ 平時の消防団活動のあり方

① 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の情勢が必要不可欠である。

訓練は、そのために必須のものであり、消防団活動の基本とも言うべきものである。

特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化していることから、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について様々な工夫が行われているところであるが、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、多様な災害対応の訓練を充実させるためには、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効果的なスケジュールで実施するなど創意工夫を図るべきである。

② 操法本来の意義の徹底

操法は安全に活動するために重要なものであるという意見がある一方で、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もある。

操法訓練については、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。

③ 操法大会のあり方

消火活動の技術の向上を図るため、これまで関係者の長年にわたる献身的な努力により、操法の全国大会等が運営されてきた。

近年、大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化という指摘がある。全国大会の主催者である日本消防協会においても、パフォーマンス的な動作等を見直す方向で検討を始める予定である。

例えば、県や市の大会においても、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技制を抑止する等の手法が考えられる。

キ 装備等の充実

消防庁の補助事業等において、頻発化する豪雨等を踏まえ、排水ポンプやライフジャケット等の整備を進める取組を行っているが、今後も継続するべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、団員加入のインセンティブとな

り、入団者の増加にも資すると考えられることから、市町村では知識や技術の習得の機会を設けるとともに、自主防災組織の研修とも連携を取ることが重要である。

ク おわりに

地域消防力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。

消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要がある。こうした地域における議論に向けた契機となるよう、踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

各市町村においては、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただき、地域防災力の充実・強化に努めていただきたい。

4 審議のポイント

次のポイントに注意しながら審議することにより、諮問に対する答申が明確になるものと考えられます。

(1) 年額報酬の見直しについて

- ・団員の基準額は、国基準で良いか。
- ・国基準額を踏まえ全階級を見直すか。
- ・見直す必要のある役職のみとするか。

(2) 出動報酬の新設について

- ・どのような出動（災害、訓練、会議、地域活動等）を報酬の支払い対象とするか。
- ・上田市消防団運営交付金と地元自治会からの補助との関係をどうするか。
- ・国は、1日を単位とする報酬を基準としているが、報酬の支給単位として「1日」「半日」「時間」単位の設定が必要か否か。

(3) 団員定数の見直しについて

- ・現時点の人数か、○年後を見据えてか、大規模災害団員や機能別団員を考慮するか。
- ・各地域の状況、各分団の個々の状況を把握する必要がある。

(4) 見直しの時期

- ・定数の改正と報酬の見直しを同時に行なう制約はないが、団員定数を減じることにより比例して、公務災害補償等の費用も減少することから、その費用を団員報酬に充てることが可能となるため、同時に見直すことに財政的な利点がある。

(参考) 審議のスケジュール

審議会回数	月 日	内 容
第1回	9月30日	・会長、副会長の互選 ・諮問 ・諮問に至る経過等の説明
第2回	10月 日	・年額報酬、出動報酬に係る審議
第3回		・年額報酬、出動報酬に係る審議 ・団員定数に係る審議 ・答申内容の方向性を協議
第4回		・答申内容の協議、確認 ・答申

※年内には、答申を行うスケジュールで進めたい。

上田市消防団員の報酬等について
資料編

令和 3 年度

上田市消防委員会

目次

消防団員の報酬等の基準の策定等について	・・・・・・・・	P 1
上田市消防団員報酬及び出動報酬について		
1 上田市消防団 団員報酬改正経過	・・・・・・・・	P 3
2 県内19市及び上田地域の団員報酬の支給状況	・・・・・・・・	P 4
3 県内19市及び上田地域の出動報酬の支給状況	・・・・・・・・	P 5
4 消防団関連予算について	・・・・・・・・	P 6
5 上田市消防団運営交付金等について	・・・・・・・・	P 7
6 上田市消防団 団員報酬の検討	・・・・・・・・	P 8
7 上田市消防団 出動報酬支給に関する検討	・・・・・・・・	P 9
団員報酬及び出動報酬の実施に関するタイムスケジュール	・・・・・・・・	P 10
参考資料	・・・・・・・・	P 11～
令和3年4月13日付け 消防庁長官通知		
令和3年4月13日付け 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」質疑応答集		
令和3年8月18日付け 「消防団員の処遇等に関する検討会」報告書の公表		
「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書		

消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防地第171号）

平成25年12月13日に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、平成2年以前に全国には100万人の消防団員が活動していたことから、その当時と同数の消防団員を確保するために法律を制定した法律ですが、消防団が地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、令和元年、令和2年と連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年で80万人を割り込むおそれもある状況になっていることから、総務省消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、令和2年12月から令和3年3月まで、消防団員の適切な処遇のあり方について議論され、今回中間報告として本通知が消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出されました。

○消防団員の処遇等に関する検討会で検討され、今回通知された主な内容

- 1 消防団員の処遇改善を図るため、「非常勤消防団員の報酬の基準」を定めたので、各市町村において消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 団員報酬や出動報酬等の直接個人に支給すべき経費と分団等の運営に必要な経費は適切に区分し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、条例の改正を行う場合は、条例（例）を参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ追って消防庁から通知することとしていること。

○非常勤消防団員の報酬等の基準及び留意点等について

	基準	留意点	上田市の現状
第1	非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる 年額報酬 及び出動に応じて支払われる 出動報酬 の二種類とする。ただし、地域の質上に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。	報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応態勢をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。	年額報酬は支給しているが、出動報酬は活動交付金として年額10,000円を費用弁償も含め分団に支給している。
第2	年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」に定める団員の階級の者については、年額36,500円を基準とし、団員より上位の階級の者等については、市町村において、業務の負担や職責等を勘案し、基準額と均衡のとれた額となるよう定める。	年額の報酬については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適当でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇改善を図るという趣旨に照らして検討すること。 また、「団員」より上位の階級にある者や機能別消防団員等の年額報酬については、市町村において業務の負担や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。	「消防団員の階級の基準」に定める団員の階級の者については、年額14,200円を支給しており、副分団長以上の階級の者は国の基準より高い状態。

	基準	留意点	上田市の現状
第3	出動報酬の額は、<u>災害（水火災又は地震等の災害を言う。以下同じ）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。</u>災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負担、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。	出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。 また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負担や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること。 短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取り扱いについても、基本的には、業務の負担や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡を取りつつ、具体的な取扱いについては、市町村において定めること。 ただし、大規模災害等で出動時間が長時間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡を取りつつも、市町村の判断でさらに引き上げることも差し支えない。	出動報酬については規程等が無いことから、活動交付金として分団に支給している。
第4	上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動にかかる費用弁償については、必要額を措置する。	消防団員の出動にかかる費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。	費用弁償については、活動交付金として分団に支給。
第5	報酬及び費用弁償は、<u>消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。</u>	報酬及び費用弁償等については、団員個人に直接支給すること。 団経由で団員個人に支給すること、透明性の観点から適当ではなく、団員個人に直接支給すること。 一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。	個人口座支給のため平成26年度から提出済みの者から順次移行し、令和2年度に完全移行が完了する。
基準全体		この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましい。	

消防団員報酬及び出動報酬について

1 上田市消防団 団員報酬改正経過

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	日本経済
S55～	93,500円	71,500円	52,000円	42,500円	40,500円	28,500円	19,500円	12,500円	7,500円	安定成長期
S56～	100,500円	77,000円	56,000円	45,500円	43,500円	30,500円	21,000円	13,500円	8,000円	
H59～	112,500円	86,000円	62,000円	50,500円	48,500円	34,000円	23,500円	15,000円	9,000円	
S60～	117,500円	90,000円	64,500円	53,000円	50,500円	35,500円	24,500円	16,000円	9,500円	バブル景気
S61～	125,000円	96,000円	69,000円	56,500円	54,000円	38,000円	26,000円	17,000円	10,000円	
S62～	128,000円	98,000円	71,000円	58,000円	55,500円	39,000円	26,500円	17,500円	10,500円	
S63～	134,000円	102,000円	74,000円	60,500円	58,000円	40,500円	28,000円	18,500円	11,000円	
H1～	139,000円	106,000円	77,000円	63,000円	60,500円	42,000円	29,000円	19,000円	11,500円	
H2～	146,000円	111,000円	80,500円	66,000円	63,500円	44,000円	30,500円	20,000円	12,000円	バブル崩壊後
H3～	153,500円	116,500円	84,500円	67,000円	67,000円	46,500円	32,000円	21,000円	12,600円	
H4～	161,000円	122,500円	88,500円	73,000円	70,500円	49,000円	33,500円	22,000円	13,200円	
H5～	165,000円	125,500円	90,600円	74,700円	73,400円	50,200円	35,000円	23,000円	13,900円	
H8.7.1～	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円	
	H8.7.1からの改正は、「特別職報酬審議会」からの答申（平均2.78%増）に基づき三役・議員についての答申を尊重し改正となり、他の特別職においても答申改定率を参考に、他市同職員の報酬等の均衡を考慮し、改正案を平成8年上田市議会6月定例会議案第45号「特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例中一部改正について」協議し、6月26日に可決されたことから改正となったもの									

2 県内19市及び上田地域の団員報酬の支給状況

		団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	支給方法	条例定数
		82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円		
上田地域	上田市	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円	個人	2,270人
	東御市	203,000円	156,000円	102,000円	—	90,000円	67,000円	51,000円	23,000円	15,000円	個人又は団	800人
	長和町	179,000円	120,000円	—	—	78,000円	37,000円	—	19,000円	10,000円	個人又は団	350人
	青木村	188,000円	130,000円	96,300円	—	76,400円	50,000円	33,600円	23,100円	12,000円	団	300人
	平均	184,575円	133,500円	96,900円	76,200円	79,825円	51,300円	40,100円	22,150円	12,800円		
県内各市の状況	長野市	75,000円	58,000円	—	—	36,000円	29,000円	23,500円	22,000円	18,000円	個人又は団	3,430人
	松本市	177,800円	121,000円	—	—	90,900円	59,500円	44,300円	26,400円	19,100円	個人又は団	2,169人
	岡谷市	204,000円	136,000円	—	—	107,300円	66,000円	50,900円	38,300円	26,700円	団	549人
	飯田市	50,000円	50,000円	—	—	48,000円	43,000円	39,000円	39,000円	36,500円	個人又は団	1,205人
	諏訪市	214,500円	142,800円	101,600円	—	101,600円	64,000円	51,900円	35,000円	26,900円	個人	750人
	須坂市	176,000円	121,000円	—	—	89,000円	55,000円	42,100円	26,100円	21,400円	団	881人
	小諸市	156,900円	102,300円	—	—	75,300円	49,700円	41,600円	21,700円	15,200円	団	850人
	伊那市	222,000円	145,400円	—	—	99,600円	66,700円	56,200円	28,800円	20,100円	個人	915人
	駒ヶ根市	217,700円	141,700円	—	—	86,800円	57,400円	43,500円	28,700円	14,800円	個人又は団	600人
	中野市	195,000円	151,000円	—	—	115,000円	73,500円	45,500円	28,800円	20,400円	個人	970人
	大町市	200,000円	130,000円	—	—	100,000円	61,700円	47,000円	27,100円	18,800円	団	769人
	飯山市	199,600円	142,000円	133,200円	—	133,200円	51,500円	36,200円	24,800円	11,500円	個人又は団	850人
	茅野市	211,600円	140,900円	—	—	95,700円	57,600円	46,700円	35,000円	23,000円	個人	967人
	塩尻市	195,000円	128,700円	—	—	92,500円	56,000円	45,500円	30,000円	20,000円	個人又は団	870人
	佐久市	195,000円	130,500円	—	—	92,400円	55,000円	44,300円	26,600円	17,900円	個人又は団	1,842人
	千曲市	245,600円	161,600円	—	—	138,500円	55,000円	—	40,800円	17,100円	個人又は団	834人
	安曇野市	195,000円	172,900円	—	—	92,500円	68,900円	56,000円	30,000円	20,000円	個人又は団	1,090人
	19市平均	184,316円	129,463円			92,589円	57,247円	44,494円	29,242円	19,821円		

・本部長は副団長階級であることから、報酬を同額としている市町村が多い。

・副本部長は分団長階級であることから、報酬を同額としている市町村が多い。

令和3年4月現在の状況

3 県内19市及び上田地域の出動報酬の支給状況

		火災	風水害	警戒	訓練	その他	月額・年額	支給方法
国標準額		8,000円	8,000円					国では、団員報酬同様に個人に直接支給 するよう通知している
		・災害出動8,000円については、1日単位 ・警戒や訓練については、標準額を定めないが、災害出動に 係る報酬を参考に各市町村で取り決めることとされている						
上 田 地 域	上田市	0円	0円	0円	0円	0円	10,000円	活動交付金として年額を分団に支給
	東御市	580円	580円	0円	0円	580円		個人又は団に支給
	長和町	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円		個人又は団に支給
	青木村	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	0円		団に支給
県 内 各 市 の 状 況	長野市	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円	2,000円		災害出動報酬は個人、訓練報酬は分団に支給
	松本市	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円		個人又は団に支給
	岡谷市	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		団経由で個人に支給
	飯田市	0円	0円	0円	9,000円	9,000円		団経由で個人に支給
	諏訪市	630円	630円	630円	630円	700円		個人に直接支給
	須坂市	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円		団経由で個人に支給
	小諸市	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円		個人に直接支給
	伊那市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円	1,500円		個人に直接支給
	駒ヶ根市	0円	0円	0円	2,500円	2,000円	3,000円	団に支給
	中野市	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	550円		個人に直接支給
	大町市	1,600円	2,500円	1,600円	1,600円	1,600円		個人に直接支給
	飯山市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円	0円		個人又は団に支給
	茅野市	1,000円	1,000円	800円	800円	1,000円		個人に直接支給
	塩尻市	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		団経由で個人に支給
	佐久市	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		個人又は団に支給
	千曲市	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円		個人に直接支給
	安曇野市	1,400円	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円		団に支給

令和3年4月現在の状況

4 消防団関連予算について

消防防災に関する普通交付税について

令和3年1月29日に、地方交付税法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、消防防災関係分についても増額されました。

【個別算定経費：消防費】 単位費用 令和3年度：11,700円
令和2年度：11,400円

主要項目の増減の状況

市町村分の消防費（人口10万人ベース）

	令和2年度	令和3年度	増減
全体	1,136,449,000 円	1,165,150,000 円	28,701,000 円
常備消防費	747,720,000 円	761,361,000 円	13,641,000 円
救急業務費	275,083,000 円	288,997,000 円	13,914,000 円
非常備消防費	113,646,000 円	114,792,000 円	1,146,000 円

国が定める人口10万人ベースの消防力

分団数＝15個分団、団員数＝583人、

車両数＝ポンプ車15台、救助資機材搭載車両1台、小型動力ポンプ15台

本金額は、人口10万人をベースにしているものであるため、上田市に換算すると非常備の消防力及び消防費は次のとおりとなる。

上田市人口（R3.3.1現在）155,423人＝概ね155,000人

消防力

	分団数	団員数	車両数
標準	23.31 個分団	906.12 人	24.87 台
上田市	29 個分団	2270 人	117 台

消防費

	非常備消防費	人口倍数	非常備消防の交付税額
令和2年度	113,646,000 円	1.55 倍	176,151,300 円
令和3年度	114,792,000 円	1.55 倍	177,927,600 円

令和3年度上田市非常備消防予算

消防団運営事業費	17,497,000 円	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、負担金、公課費
消防団運営事業費	93,279,000 円	退職報償金、詰所車両修繕費、運営交付金、消耗品購入費
消防団員人件費	92,540,000 円	団員報酬、災害補償費、公務災害共済掛金等
消防団車両整備事業	46,995,000 円	車両更新に係る経費
合 計	250,311,000 円	

交付税額 — 上田市非常備消防予算 — -72,383,400 円

この金額は、交付税以外に上田市が支出しているものである。

参考

	1人	2,270人	1,700人
公務災害補償	1,900円	4,313,000円	3,230,000円
福祉共済	3,000円	6,810,000円	5,100,000円
退職報償金掛金	19,200円	43,584,000円	32,640,000円
	24,100円	54,709,270円	40,971,700円
		差	13,737,570円

5 上田市消防団運営交付金等について

区分	対象経費	交付金の額		
本部運営費	本部の運営に係る経費	基本運営費	1,300,000円	
		活動費（本部員 1 人当たり）	15,000円	
分団運営費	分団の運営に係る経費	基本運営費	190,000円	
		活動費（分団員 1 人当たり）	10,000円	
		機械管理費	ポンプ車 1 台当たり	94,000円
			普通積載車 1 台当たり	74,000円
			軽積載車 1 台当たり	44,500円
			小型動力ポンプ 1 台当たり	10,000円
音楽隊運営費	音楽隊の運営に係る経費	基本運営費	700,000円	
		活動費（隊員 1 人当たり）	10,000円	
女性消防隊運営費	女性消防隊の運営に係る経費	基本運営費	300,000円	
		活動費（隊員 1 人当たり）	10,000円	
バイク隊運営費	バイク隊の運営に係る経費	基本運営費	300,000円	
ラッパ隊運営費	ラッパ隊の運営に係る経費	基本運営費	400,000円	
操法大会 出場交付金	機械器具の操作技術及びラッパ吹奏技術の向上発展に資するポンプ操法及びラッパ吹奏大会出場に係る経費	上小大会	ポンプ車操法（1 隊当たり）	20,000円
			小型ポンプ操法（1 隊当たり）	20,000円
			ラッパ吹奏団体（1 隊当たり）	20,000円
			ラッパ吹奏個人（1 人当たり）	10,000円
		県大会	ポンプ車操法（1 隊当たり）	135,000円
			小型ポンプ操法（1 隊当たり）	135,000円
			ラッパ吹奏団体（1 隊当たり）	130,000円

交付金支給状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付額	38,439,514円	38,937,292円	38,959,258円

6 上田市消防団 団員報酬額の検討

団員報酬額

単位：円

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
国基準額	82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円
上田市	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円
差	85,800円	59,000円	23,400円	25,700円	24,400円	5,700円	△1,300円	△13,500円	△22,300円

※国が示す服制基準では、本部長は副団長階級、副本部長は分団長階級である。

令和2年度上田市消防団団員報酬(支払い済み)

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円	
人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
合計	168,300円	384,000円	92,400円	381,000円	2,546,600円	2,150,400円	5,105,100円	8,037,000円	16,315,800円	35,180,600円

中途入退団（班長1人、団員12人）がいるため実際の支払額は **35,100,165円**

検討1 国基準額の場合

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	
人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
合計	82,500円	207,000円	69,000円	252,500円	1,717,000円	1,911,000円	5,291,000円	12,654,000円	41,938,500円	64,122,500円

令和2年度支払額との差 **△29,022,335円**

検討2 副分団長以上を上田市の報酬額、部長以下を国基準額に増額した場合

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	37,000円	37,000円	36,500円	
人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
合計	168,300円	384,000円	92,400円	381,000円	2,546,600円	2,150,400円	5,291,000円	12,654,000円	41,938,500円	65,606,200円

令和2年度支払額との差 **△30,506,035円**

検討3 団員を国基準、班長以上を国基準額より若干増額した場合

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	85,000円	75,000円	70,000円	60,000円	55,000円	50,000円	45,000円	40,000円	36,500円	
人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
合計	85,000円	225,000円	70,000円	300,000円	1,870,000円	2,100,000円	6,435,000円	13,680,000円	41,938,500円	66,703,500円

令和2年度支払額との差 **△31,603,335円**

検討4 団員を国基準、班長及び部長を国基準より増額、副分団長以上を上田市の報酬額にした場合

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	45,000円	40,000円	36,500円	
人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
合計	168,300円	384,000円	92,400円	381,000円	2,546,600円	2,150,400円	6,435,000円	13,680,000円	41,938,500円	67,776,200円

令和2年度支払額との差 **△32,676,035円**

※ 階級別人数は令和2年度団員報酬支払い人数による。

7 上田市消防団 出動報酬支給に関する検討

出動等の報酬について、警戒は災害出動との区別が難しいことや、訓練等については、分団に支給している活動交付金を継続する予定であることから、災害出動に対する報酬のみで検討する。

なお、長野市消防団も災害に対する報酬のみで検討している。

出動報酬(案)

		災害出動(水火災)
国基準(1日)		8,000円
上田市	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上又は1日	8,000円

2時間未満の支給について

※本人以外の分団員が確認できているものに限る

- ・出動から詰所に戻り、出動準備を行い2時間未満のもの
- ・出動したが、活動せずに引き上げたもの
- ・詰所等に駆け付けたが、出動しなくてよくなったもの

過去の災害出動人数

年	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均	試算人数
人数	2,184人	3,444人	2,928人	2,020人	3,423人	13,999人	2,800人	3,000人

注：試算に使用する人数は過去5年の最大人数プラスアルファで設定

出動報酬の支給の試算その1

※4時間未満と4時間以上の分が従前の資料に無いため、4時間未満50%、4時間以上50%で換算

	災害出動	出動人員	合計
4時間未満	6,000,000円	1,500人	18,000,000円
4時間以上又は1日	12,000,000円	1,500人	

出動報酬の支給の試算その2

※4時間未満と4時間以上の分が従前の資料に無いため、4時間未満70%、4時間以上30%で換算

	災害出動	出動人員	合計
4時間未満	8,400,000円	2,100人	15,600,000円
4時間以上又は1日	7,200,000円	900人	

出動報酬の支給の試算その3

※4時間未満と4時間以上の分が従前の資料に無いため、すべて4時間以上で換算

	災害出動	出動人員	合計
4時間未満	0円	0人	24,000,000円
4時間以上又は1日	24,000,000円	3,000人	

出動報酬の支給の試算その4

※活動時間について従前の資料に無いため、2時間未満45%、2時間以上4時間未満25%、4時間以上30%で換算

	災害出動	出動人員	合計
2時間未満	2,700,000円	1,350人	12,900,000円
2時間以上4時間未満	3,000,000円	750人	
4時間以上又は1日	7,200,000円	900人	

出動報酬の支給の試算その5

※活動時間について従前の資料に無いため、2時間未満40%、2時間以上4時間未満30%、4時間以上30%で換算

	災害出動	出動人員	合計
2時間未満	2,400,000円	1,200人	13,200,000円
2時間以上4時間未満	3,600,000円	900人	
4時間以上又は1日	7,200,000円	900人	

出動報酬に係る業務内容(案)

- ・火災防ぎょに係る出動
- ・風水害被害の軽減に係る出動
- ・地震被害の軽減に係る出動

※災害に出動したもののみ

団員報酬増額及び出動報酬の実施に関するタイムスケジュール

令和3年 9月30日 ●第1回上田市消防委員会開催

会長、副会長互選

団員報酬増額及び出動報酬の実施に係る経過等の説明及び検討



10月 日 ●第2回上田市消防委員会開催

団員報酬増額及び出動報酬の実施に係る審議



月 日 ●第3回上田市消防委員会開催

答申（案）に係る審議、答申内容決定



月 日 ●正副会長から市長に消防委員会の答申



令和4年 2月 3月議会で条例改正案の議決（市長選のため3月議会は2月に行われる）



4月1日 条例改正し団員報酬増額及び出動報酬の創設、支援団員制度の開始

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」 質疑応答集

問1 消防団員数の確保のために処遇改善を行う理由は何か。

(答)

今般の消防団員の報酬等の処遇改善は、団員本人の士気向上や消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠なものであり、消防団員数の確保につながっていくものである。

問2 消防団は、ボランティア精神や郷土愛護精神で活動しており、報酬等をもらうことを目的には活動していないと思うがどうか。

(答)

消防団員の皆様には、ボランティア精神や郷土愛護精神に基づいて活動していただいているものではあるが、一方で、団員やその家族等から労苦に見合うだけの適切な報酬等が支払われていないとの声があることも承知している。

団員数が2年連続1万人以上減少、特に若年層の入団者数が大幅に減少し、消防団の存続が危機的な状況となっている中、団員の労苦に報いるための適切な処遇の改善は、団員の士気向上やその家族等の理解を得るためにも必要なものであり、団員確保に繋がるものと考えている。

問3 消防庁は今後どう地方公共団体に対して働きかけ、消防団員の処遇改善を担保していくのか。

(答)

今回の中間報告を踏まえ、消防庁では、地方公共団体が定めるべき消防団員の報酬等の基準や運用に当たっての留意点などを通知でお示ししたところ。

これまでも都道府県の担当者向け説明会の実施、同説明会における動画データの提供、各都道府県における市町村向け説明会における質疑対応などを行ってきたものであり、今後も、団員の処遇改善の意義や必要性を丁寧に説明していくこととしている。

また、消防庁から市町村の対応状況について、定期的にフォローアップすることとしている。

問4 なぜ基準の適用を令和4年4月1日にしたのか。早すぎるのではないか（市町村に十分な検討の時間がないのではないか。）。

(答)

消防団員数は、直近2年では毎年1万人以上の団員が減少するなど危機的状況にある。

今般処遇改善として報酬等の見直しを行った趣旨は、団員の士気向上と団活動に対

する家族等の理解の醸成により消防団員を確保しようとするものであり、各市町村においては、団員数の急激な減少をふまえ、早急に取り組んでいただきたいと考えている。

他方で、消防団は一定の自律性のある組織でもあり、市町村において、これらの制度改正を適切に行い、消防団を円滑に運営していくためには、消防団の理解が重要であることから、消防団との協議には一定の時間が必要であることも踏まえ、基準の適用日を令和4年4月1日としたもの。

問5 今回の件につき、都道府県の果たす役割は何か。

(答)

各都道府県においては、域内の各市町村等が今般示した基準に沿って、消防団員の報酬の改正等を適切に行えるよう、説明会の開催や助言等の支援を行っていただきたい。

問6 短期間のうちに中間報告がとりまとめられ、長官通知が発出されたが、消防団の現状を踏まえたものとなっているのか。

(答)

検討会は、昨年12月に立ち上げ、報酬等について精力的にご検討いただいた。

検討に当たっては、実態に即した議論となるよう、検討会の委員には消防防災行政に詳しい学識経験者、都道府県・市町村の首長や職員、常備消防の職員、団長経験者・現役の女性団員など消防団の現状に精通している方が有識者として参加し、議論していただいたもの。

さらに、検討会の中において、消防団員の確保策等について地方公共団体(東京都)に説明していただく機会を設けるなど、検討会の中間報告及びそれを受けた長官通知は、消防団の現状を踏まえたものとなっていると考えている。

問7 出動手当を改め、出動報酬としたのはなぜか。

(答)

現在、地方公共団体によって出動手当の額には大きなばらつきがあるが、その大きな原因の一つが、昭和40年に消防庁が示した条例(例)において、いわゆる出動手当を費用弁償と位置付けていることであることが、今般実施した「消防団員の処遇等に関する実態調査」において判明した。

一方で、

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、(同じ市町村内の同じ階級の団員間において)団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと

・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得にくいと考えられる。また、出動手当を報酬と位置づけている団体や、費用弁償としつつも、実態は報酬と同様の考え方をしている団体も相当数あることも判明した。

以上のことから、出動手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設することとしたもの（なお、出動に関する費用弁償については、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、引き続き必要額を措置することが適当であるとした）。

更にこのことをより明確化するために、これまで消防団員の出動に応じて支払われる金銭については一般的に「出動手当」と呼称していたが、出動に応じた報酬は「出動報酬」とし、出動に伴い生じる費用弁償とは用語上も明確に区別することとしたもの。

問 8 現行の出動手当の交付税単価が 7,000 円/回であり、検討会中間報告書では 7,000～8,000 円/日とされている中、なぜ標準額を 8,000 円/日と定めたのか。

(答)

出動報酬の標準額については、検討会において、民間労働者の最低賃金や類似の業務を行う他の公務員の報酬等を参考に検討がされ、7,000～8,000円程度を支払うべき標準的な額として定めることが適当とされたもの。

◆検討会で参考とした金額の例

- ・最低賃金：1日当たり 6,991 円（R3.1.1 現在の全国平均額を基に算出）
- ・予備自衛官の訓練招集手当の額：1日当たり 8,100 円

ただし、検討会の場で複数の委員から「7,000円は低すぎる」との意見があったことや、災害等有事の際に活動することや活動に危険が伴うことなどの点で類似性のある予備自衛官の訓練招集手当（1日当たり8,100円）と同等の額が適当であると考え、消防庁としては1日当たり8,000円としたもの。

問 9 「標準額」とは何か。これに従わないことは許容されるのか。

(答)

消防団員の報酬額については、消防組織法上、市町村の条例で定めることとされているため、消防庁の基準においては「標準額」として示しているものの、この「標準額」は、消防団員の役務の性質を踏まえ、民間労働者の最低賃金や類似の業務を行う他の公務員の報酬等を参考にして客観的に定めたものである。

核となる消防業務の内容は市町村により大きく異なるものではない以上、各市町村とも、消防庁が示した「標準額」やその考え方に沿って、出動報酬の額を定めること

が適当である。

問 10 出動報酬について、地域の実情に応じて、従前のとおり、費用弁償のままとすることは可能か。

(答)

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ市町村内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
- ・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なること

は、一般的に理解が得にくいと考えられることから、すべての市町村において出動手当を出動報酬と改正していただくことが適当であると考えている。

また、費用弁償は実費弁償であることから、費用弁償のままとする場合、実際に 8,000 円の実費がかかることを条例改正時に議会に説明する必要があるが、一般的には困難と考えられることから、出動報酬として改正することが適当である。

問 11 災害時以外の出動に係る出動報酬の標準額を示さなかった趣旨は何か。

(答)

災害時以外の出動（訓練・警戒等）については、その態様等が地域によって様々であることから、標準額を示していないもの。

各市町村において、それぞれの出動について、勤務の強度や活動時間等、地域の実情に応じて、標準額と均衡のとれた額を定めていただきたい。

問 12 なぜ災害時の出動に係る出動報酬の支給単位について「1 回当たり」を「1 日当たり」に変更したのか。

(答)

以前の条例（例）では、いわゆる出動手当が費用弁償とされていたため、支給単位を「1 回当たり」としていたが、出動手当を見直し、出動報酬を創設するにあたり、報酬の支給単位は地方自治法上、日額支給が原則とされていることから、支給単位を「1 日当たり」と変更したもの

<参考>地方自治法第 203 条の 2 第 2 項
前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

問 13 基準にある「災害」には何が含まれるのか。

(答)

消防組織法第 1 条に規定する「水火災又は地震等の災害」の範囲と同一のものである。

問 14 特に火災については、ごく短時間の出勤や誤報もあるが、それでも 8,000 円払わなければいけないのか。また、出勤報酬を時給制にしてもいいのか。

(答)

非常勤の職員の報酬は、地方自治法上、日額支給が原則であるものの条例で特別の定めをした場合はこの限りでないとされていることから、火災が短時間の出勤となる場合には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡のとれた額とすることとし、その結果として、8,000 円より低額となることも差し支えない。また、これまでの活動実績に応じて、火災について支給単位を例外的に一回当たりとすることや、時給的な定め方をすることも差し支えない。

ただし、風水害や大規模な地震、津波などの出勤の場合は、基準どおり 1 日当たり 8,000 円とすることが適当である。

問 15 災害出勤について、1 日 7 時間 45 分を基本とし、1 日当たり 8,000 円の支給を標準としているが、1 日でこの時間を超える場合は、どのように対応すべきか。

(答)

風水害などの災害出勤については「1 日 7 時間 45 分を基本」と示しているが、これは地方自治法上、非常勤の職員の報酬は日額で支給することが原則とされていることから、日額を設定する際の基本的な考え方を示したもの。

そのため、条例で 1 日当たり 8,000 円と定めれば、実際の災害時に出勤時間が 7 時間 45 分より短くても、長くても、8,000 円支払うこととなる。消防庁長官通知における消防団員の報酬等の基準や条例（例）はそのような考えに基づくもの（1 日 7 時間 45 分は日額を設定する際の想定であり、実際の災害時の活動時間が常にこのとおりになると言っているわけではない。）。

問 16 大規模災害時の出勤報酬についてはどのようにすべきか。

(答)

大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、業務量が多く拘束時間も長くなることから、消防団員の労苦に報いるという観点や、出勤手当を見直し日額支給が原則とされている出勤報酬制度を創設するという観点からも、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1 回」とするのではなく、「1 日」とすることが適当である。

さらに、1日当たりの活動時間が基本としている7時間45分を大幅に超えることが長期間に及ぶ場合には、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に報酬を引き上げることも考えられる。

問 17 既に 8,000 円を超える出動手当を定めている団体はどのようにすれば良いのか。8,000 円に下げて良いのか。

(答)

今回、基準を定めた趣旨は、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、一人ひとりの負担が増加している消防団員の労苦に報い、処遇を改善することである。

したがって、既に 8,000 円を超える出動手当を定めている団体については、単に額を引き下げることが適切ではない（ただし、現時点で出動手当を高くする代わりに年額報酬の額が基準額である 36,500 円未満であるような団体において、年額報酬と出動報酬を見直し、その見直しが総合的に団員の処遇改善となっているものであれば年額報酬を 36,500 円にする場合に、出動報酬を下げて 8,000 円にする事は妨げるものではない。）。

問 18 出動手当を安価にする代わりに年額報酬を 36,500 円より高くしている団体はどのように対応すれば良いか。

(答)

今回、基準を定めた趣旨は、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、一人ひとりの負担が増加している消防団員の労苦に報い、処遇を改善することである。

したがって、既に標準額を超える年額報酬の額を定めている団体については、単に額を引き下げることが適切ではない（ただし、質問のように、既に 36,500 円を超える年額報酬額を定めている団体が、現時点で安価な出動手当（出動報酬）の額を 8,000 円に引き上げる代わりに年額報酬を 36,500 円へと引き下げることが、その見直しが総合的に団員の処遇改善となっているものであれば妨げるものではない。）。

問 19 出動に伴う費用弁償として何が含まれるのか。またどの程度の金額を支給するのが適当か。

(答)

出動に伴い必要となる旅費や、ガソリン代、日当などを想定している。金額については、他の非常勤特別職の職員に対する費用弁償の取扱い等を参考に、必要額を各市町村において措置することが適当である。

問 20 出動場所により異なる各団員の費用弁償について、距離から算出せず一律支給としたいが、差支えないか。

(答)

費用弁償については、社会通念上、定額方式が実費を対象としてこれを弁償するという費用弁償の本来の建前を損うものとは言い難いものである限り、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実額である一定の額を支給することとする取扱いも許容されているため、(例えば自宅から詰所までの距離により定額支給する等) 各地方公共団体で適切にご判断いただきたい。

問 21 消防団員が反対した場合、直接支給としなくてよいか。

(答)

消防団員は特別職の地方公務員であり、地方公務員法や労働基準法の適用はなく、賃金の直接払いの原則が適用されるものではないが、報酬等についてはその性格上、団員個人に直接支給すべきものである。

問 22 報酬等から分団の懇親会費用等を天引きしてもよいか。

(答)

報酬等の一部を市町村が天引きする場合には歳入歳出外現金となる。歳入歳出外現金として取り扱うためには、法令上の根拠が必要であることはもちろん、そもそも市町村が歳入歳出外現金を保管することの必要性、公の会計機関が事務上の援助をすること、天引きした歳入歳出外現金を市町村が亡失したときに危険負担を行うこと、最終的には事故による損害の後始末を公金でもって行うこともやむを得ないとする程度の合理的な理由があるか、などを検討して慎重に決定すべきである。

懇親会費や旅行積立金についてはそのような合理性は認めがたく、天引きの対象とすることはそもそも適当ではない(懇親会費用等については、一旦団員に報酬等を直接支給した後に団員一人ひとりの同意を得て、必要な額を徴収することは考えられる。その場合に、天引きとは別問題であるが、団員から報酬等の全額を徴収するなど、団員に対する報酬等の直接支給の趣旨を損うような徴収は適当ではない。)

問 23 団員への直接支給を徹底した場合、団運営に支障が生じるとの声があるがどうか。

(答)

団や分団の運営に必要な経費(装備や被服、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等)は、団や分団の運営に支障が生じないよう、年額報酬や出動手当(出動報酬)等とは別に市町村において適切に予算措置すべきものである。

問 24 一旦、団員に直接支給した報酬等を団の懇親会費に充てるために団員から再徴収してもよいのか。

(答)

懇親会費の徴収は団員間の私的な活動であり、その是非について消防庁が判断するものではないが、報酬等の全額やそれに近い額を徴収したり、報酬等が振り込まれる団員個人の口座の通帳やキャッシュカード、実印等を団や分団が管理したりといった形で徴収することは、団員個人への直接支給の趣旨を損なうものであり適当ではない。

問 25 団員に直接支給するのは事務的に煩雑だが、必ず直接支給しなければならないのか。

(答)

本来、年額報酬や出動報酬、費用弁償は、その性格上、団員個人に直接支給されるべきものであり、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する報酬等の支払いに関する事務は、市町村が負担すべき事務である。

口座登録などの事務が一時的に発生するかもしれないが、一方で、これまで団（分団を含む）に支給していた場合に発生していた同意書や委任状の管理業務が削減されるなどの効果もあるため、直接支給を徹底すること。

問 26 団（分団を含む。）経由で団員に間接支給することはなぜ駄目なのか（改善すべきとされているのか。）。

(答)

年額報酬や出動報酬、費用弁償は、消防団員の労務に対する反対給付や実費弁償であり、団員個人に直接支給されるべきものである。

また、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する報酬等の支払い事務は、本来市町村が負担すべき事務であり、当該事務の執行を消防団に委ねることは会計事故のリスクの観点からも適当ではない上、団・分団等を経由すると、支給プロセスが不透明となりかねないことや、団や分団から団員個人に支給されているかを確認する事務も生じることから、団員個人に対する直接支給を徹底するべきである。

問 27 出動に伴う費用弁償も団員に直接支給しなければならないのはなぜか。

(答)

費用弁償は、消防団活動を行うにあたり、団員に発生した実費を弁償するため支給するものであり、当然に団員本人に直接支給しなければならないもの。

問 28 直接支給のための事務処理用の新システムを開発する予定はあるか。

(答)

消防団員は非常勤特別職の地方公務員であるので、支給に係るシステムは各団体で整備すべきものであり、当庁でシステムを開発する予定は今のところない。

なお、既に直接払いしている団体も3割以上あり、そうした団体は各団体においてシステム導入を含む事務処理を行っているところ。

問 29 市町村が消防団員の報酬額等を改善するためには、財政措置のあり方も重要だと思うが、消防庁の見解如何。

(答)

ご指摘のとおり、財政措置のあり方は大変重要であり、検討会中間報告書においても「財政措置のあり方について国において財政需要の実態を踏まえた十分な検討を行うべきである」とされているところである。

消防庁長官通知においても「地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしている」としており、市町村が処遇改善を進めるうえで財政上の懸念が生じないような措置となるよう検討することとしている。

なお、各地域の団員数については各地域実情に応じて定められていると承知しており、単に財政的な問題で団員数を削減することは地域住民の生命・身体・財産を守るという消防団の本来の趣旨から、適切ではない。

問 30 年額報酬や出動報酬に対する地方財政措置はあるのか。

(答)

令和3年度においては、年額報酬及び出動手当について、普通交付税措置が講じられている。出動報酬の創設に当たっては、消防庁長官通知において「地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしている」としているとおり、出動の実態も勘案しつつ、標準額をはじめとした基準に記載した事項等を踏まえ検討することとしている。

問 31 国費や、特別交付税による措置は行われないのか。

(答)

国が地方公共団体の職員である団員の報酬等について負担することは困難である。

また、現在、団員数が前年度より増加した又は標準団員数の2倍以上いる市町村の年額報酬については、特別交付税措置を講じているところである。出動報酬については、地域の実情を踏まえた対策を検討している。

問 32 課税の関係はどうなるのか。源泉徴収は義務なのか。消防庁からの通知はいつになる見込みか。

(答)

年額報酬と同様、出勤報酬についても源泉徴収をしていただく必要があるものと考えられるが、課税の関係については現在国税庁と協議中であるため、協議が整い次第速やかに通知を行いたいと考えている。

問 33 若い世代が入団しない要因は、報酬の問題もあるが、活動日数が多いことや負担が重いことが問題と考えている。このことについてどのような検討がなされているか。

(答)

訓練や操法大会の負担についてはマスコミからも指摘され、国会でも議論されているところ。第5回以降の検討会で訓練や操法大会についても議論しているところであるので、それらをご参照いただきたい。各団体におかれては、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じ、消防団活動を継続しやすい環境の整備に向け、創意工夫を図られたい。

問 34 報酬の支払いに関して、財政負担の観点や団支給から団員への直接支給に切り替えた際の公平性の観点から、活動実績の乏しい団員を退団させないといけなくと考えているが、どうか。

(答)

消防団員の任務は火災や大規模災害から住民の生命、身体及び財産を守ることであり、その重要性に鑑みれば、しかるべき報酬等を支払った上で有事の際に対応できるよう人員を確保する必要がある、一定期間出勤実績が無いことのみをもって、機能別団員を含めた団員を退団させることは必ずしも適当ではない。

消防団員の定員は地域の実情に応じて定められているが、住民の安全・安心を守るためにも団員確保にあたられたい。

なお、近親者や家族の介護、育児を行いやすい環境づくり等を進める観点から、団員の身分を保持したまま消防団活動を一定期間行わないこととする事が出来る「休団制度」の積極的な活用も検討していただきたい。

令和3年8月18日

消 防 庁

「消防団員の処遇等に関する検討会」 報告書の公表

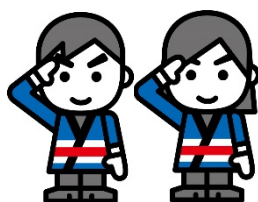
消防庁では、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。

今般、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

○「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書概要

- ・ 報告書のポイントは別添のとおりです。
- ・ 検討会における検討の経過及び報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。

(URL: https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-86.html)



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
鈴木課長補佐、青野係長、前田事務官
TEL : 03-5253-7561 FAX : 03-5253-7576
E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp



「消防団員の処遇等に関する検討会」のポイント

検討会前半（消防団員の処遇改善）

- 消防団員の確保に向け、団員の処遇改善について先議し、中間報告書を取りまとめ。
- 消防庁において「報酬等の基準」を策定し、各地方公共団体に周知。（年額報酬36,500円／年（団員級）、出勤報酬8,000円／日（災害時））



団員確保のためには、処遇改善とあわせて、消防団に対する社会的理解が必要等の意見が多く出されたことから、検討会後半において幅広く消防団員確保策について議論

検討会後半（幅広い団員確保策）

平時の消防団活動のあり方

- 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の更なる実践
- 操法本来の意義の徹底、操法大会の点検、随時の見直し



【辰野町消防団】
（長野県）
山火事を想定した
消火訓練を実施



【宮崎市消防団】
様々な災害に対応す
るため、舟艇訓練な
ど幅広い訓練を実施

消防団に対する理解の促進

- 消防団の存在意義ややりがいがあるが伝わる広報展開の必要性
- 若年層に向けた広報の更なる充実



【加入促進広報の例（広島市消防団）】
プロスポーツチームの試合会場における
消防団のPRなど、地域に根付いた企業と
連携した広報活動

幅広い住民の入団促進

- 被用者、女性、大学生の入団促進
- 将来の担い手育成の充実（高校生等へのアプローチ）
- 団運営における幅広い意見交換、市町村・地域住民との連携

装備等の充実

- 風水害など多様な災害に対応できる装備の充実
- 団活動に必要な知識や技術の習得



団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化を図る

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書概要

I 消防団の現状

① 消防団を取り巻く 社会環境の変化と 消防団に与える 影響

- ・ 少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとするとともに、社会全体の理解を得ていく必要があること。
- ・ 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、更なる多様な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携が必要であること。
- ・ 家庭やプライベートを優先するなど若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団の加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要があること。

② 消防団の 存在意義・役割

- ・ 社会環境が変化していく中でも、消防団の存在意義は不変であり、引き続き、地域防災力の中核として、消防団は継承されていくべきであること。
- ・ 消防に関する責任は市町村に帰属することから、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について各市町村で引き続き十分検討するとともに、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう必要な情報収集・情報提供を行うべきであること。

II 今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項

① 報酬等の処遇改善

- ・ 報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村等は「報酬等の基準」を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこと。

② 消防団に対する 理解の促進

- ・ 地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、社会的理解を深めることが重要であること。
- ・ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報を展開させること。また、オンラインの加入フォームの整備やSNSの積極的な活用について検討すべきであること。
- ・ 消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気を作っていくことが肝要であること。

③ 幅広い住民の 入団促進

- ・ 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層であり、各市町村は積極的な入団促進を行うべきであること。
- ・ 被用者については都道府県による商工団体への働きかけ等、女性については女性用設備等の環境整備等、学生については学生消防団活動認証制度の導入等に取り組むとともに、将来の担い手育成として、少年消防クラブへの幅広い参加促進や高校生へのアプローチに取り組むこと。
- ・ 新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとともに、市町村や地域住民との連携等が必要であること。

④ 平時の 消防団活動の あり方

- ・ 災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきであること。
- ・ 訓練の充実に当たっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべきであること。
- ・ 操法は、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して訓練を行うことが望ましいこと。
- ・ 操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行うこと。

⑤ 装備等の充実

- ・ 消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要であり、災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくこと。
- ・ 消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきであること。

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書

令和３年８月

消防団員の処遇等に関する検討会

はじめに

消防団員数の減少が危機的な状況となっている。

全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、令和2年4月1日時点で81万8,478人となっており、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。

他方で近年、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させ、これまで計7回にわたる議論を行ってきた。

本検討会においては、まずは前半に、消防団員の適切な処遇のあり方、具体的には、出動に応じて支払われるいわゆる「出動手当」と、個々の出動とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討した。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。これらの内容について、一定の方向性について合意を得たことを受け、本年4月9日に中間報告書を取りまとめたところである。

中間報告書の取りまとめ後、改めて、総論としての消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響、消防団の存在意義・役割とともに、個別論点として消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった事項について、引き続き議論を深めてきた。中間報告書及びこれまでの議論を踏まえ、ここに結論として最終報告書を取りまとめる。

本報告書を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する消防団の適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したい。

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会
座長 室崎 益輝

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書

(目次)

序. 検討の趣旨	3
I. 消防団の現状	3
1. <u>消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響</u>	3
(1) 若年層の入団者数の大幅な減少等	
(2) 消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）	
(3) 若年層の価値観の変化	
2. <u>消防団の存在意義・役割</u>	4
(1) 消防団の存在意義	
(2) 各市町村における消防団の役割の検討	
II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項	5
1. <u>報酬等の処遇改善</u>	6
2. <u>消防団に対する理解の促進</u>	6
(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解	
(2) 消防団員の加入促進広報	
(3) 消防団全体のイメージアップ	
3. <u>幅広い住民の入団促進</u>	8
(1) 被用者の入団促進	
(2) 女性の入団促進	
(3) 学生の入団促進	
(4) 将来の担い手育成	
(5) 新たな社会環境に対応する団運営	
4. <u>平時の消防団活動のあり方</u>	12
(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練	
(2) 操法本来の意義の徹底	
(3) 操法大会のあり方	
5. <u>装備等の充実</u>	14
おわりに	15
開催要項	16
委員名簿	17
附属資料	
別添 1 報酬編	
（「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書（令和3年4月9日）抜粋）	
別添 2 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）	

序．検討の趣旨

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年では、未曾有の大災害である平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など地震・豪雨等による災害が毎年のように発生している。

こうした災害の発生時には、多くの消防団員が即時に出動し、災害防除活動、住民の避難誘導・支援、被災者の救出・救助等に当たっている。地域を熟知した消防団員による活動は、多くの人命を救うなど大きな成果を挙げており、住民からも高い期待が寄せられている。本検討会においても、直近の事例として、令和 3 年 2 月に発生した栃木県足利市における林野火災で多くの消防団員が献身的に消火活動に当たったことが報告された。

また、自らも被災しながら危険な現場において行われる献身的な活動は高く評価されている。多くの消防団員が殉職、犠牲となった東日本大震災後、議員立法で制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」が明記されている。

同法の趣旨を踏まえ、全国の市町村、消防団関係者において、消防団の強化、地域防災力の充実に向けた懸命の努力がなされているところであり、敬意を表するものである。しかしながら、人口減少、高齢化が進む我が国にあって消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。このような中、住民一人ひとりの命を守る消防団をどのように充実強化していくのか、現状や取り組むべき事項について、以下のとおり分析、検討した。

I．消防団の現状

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

（１）若年層の入団者数の大幅な減少等

序で述べたとおり、消防団は、我が国の防災体制において、地域に密着した「地域防災力の中核」として極めて重要な役割を担っているが、団員数は減少が著しく、危機的な状況となっている。

近年は、退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約 4 割減少、30代も約 2 割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。特に災害が多発化・激甚化し、消防団の役割もさらに多様化し重要なものとなっていることから、若年層の消防団への新規加入者の増加は、喫緊の課題である。

他方、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、被用者の割合が年々増えていることに伴い、消防団に占める被用者の割合も増加している。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の

割合は、令和2年度には73.9%まで増加した。とりわけ若年層にとっては、雇用者の理解なくして入団することは難しく、また、家族等の理解もこれまで以上に必要となっている。

消防団員数の確保に当たっては、社会環境の変化に合わせ、消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとし、また雇用者である企業や家族等を含めた社会全体の理解をより得ていく必要がある。

(2) 消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化してきている。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するため、これまでも、各関係者が様々な取組を行っているところであるが、今後更なる消防団の人的体制の整備と活動環境の改善が重要であり、女性消防団員や学生消防団員等も含めた多様な人材を確保することが必要である。また、消防団が常備消防や市町村の防災部局、警察や自主防災組織など防災を担う様々な主体と、教育・研修・訓練の場面を含め連携し、各主体が適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域防災力を充実強化していくことが必要となる。

その前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割や他の主体との違いを踏まえ、今後の消防団のあり方や運営を考える必要がある。

(3) 若年層の価値観の変化

一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われている。例えば、平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている。また、令和3年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は年々増加しているほか、男性の育児休業取得率も近年上昇している。

「団活動は厳しく負担が重い」「そのような消防団のイメージは、変化する世帯構成・就労形態や、若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっている」との指摘がある。

消防団の将来を担う若年層がそうしたイメージを抱いているのであれば、そうしたイメージを払拭し、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団への加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要がある。

2. 消防団の存在意義・役割

社会環境の変化に消防団がどのように対応するかの議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

（１）消防団の存在意義

消防団の存在意義として、従来から、主に以下の点が挙げられている。

- ・地域密着力・要員動員力・即時対応力という３つの特性を有する地域防災力の中核
- ・常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在

社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不変であり（むしろ「公助」として担う範囲も含め大きくなっている）、引き続き、地域防災力の中核として、消防団という存在は継承されていかななくてはならないことは言をまたない。

また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織等と共通する点があるが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防団は消防組織法において、

- ・市町村の消防については、条例に従い、市町村長がこれを管理する
- ・消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する

と規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織・地域住民等と適切に連携し、活動すべき存在である。

（２）各市町村における消防団の役割の検討

その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、消防団が常備消防や自主防災組織等と連携しつつ具体的にどのような役割を果たすべきか、また、そのために平時において消防団がどのような活動を行うべきかについては、各地域の実情に応じて、各市町村で引き続き十分に検討していく必要がある。

また、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきである。

Ⅱ．今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項

I－１で述べた社会環境の変化に対応するとともに、I－２で述べた消防団の存在意義や役割を実現するため、消防団に求められる事項は多岐にわたる。これらの事項についてはこれまでも様々な取組を行ってきたところであり、国や都道府県、市町村は、それぞれの事項について引き続き更なる検討や取組を深めることが重要である。

1. 報酬等の処遇改善

本検討会においては、まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討した。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行ったところである。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。その内容については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめたところである。この内容を抜粋し、別添1「報酬編」としており、その内容についてはこちらを参照されたい。

中間報告書を受け、消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が4月13日に策定され、各地方公共団体に対し通知された（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。この内容については、別添2としており、参照されたい。なお、この消防庁の基準では、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、1日当たり8,000円を標準としたことは特筆すべき点であり、国においてはそれを踏まえた財政措置を講じることが重要である。

また、中間報告書及び消防庁長官通知の内容については、消防庁において、都道府県等に対し積極的に説明会を開催するなど、その内容の周知に努めているものであり、今後、各市町村においては、これらに沿って消防団員の処遇のあり方を速やかに見直されたい。

2. 消防団に対する理解の促進

(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解

これまで述べたように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。今後、取り組まなければならない事項は多岐にわたるが、消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要である。

例えば、近年の風水害においても、消防団は警戒段階から危険が予測される箇所のパトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、地味ながら住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があるが、常備消防だけでは到底対応できない。飛び火警戒、多くの箇所に点在する火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

こうした地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、多くの国民に認識いただき正當に評価いただくことが、これからの取組全体を推進していくうえで必要である。災害時に限らず、平時から様々な地域活動等に参加するなど、消防団の存在意義や役割について地域住民にアピールするため努力を重ねている団も多く存在するが、厳しい財政状況の中、Ⅱ－１で述べた報酬等の処遇改善を行うことについて理解を得るためにも、こうした社会的な評価は重要である。また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と併せて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながる。何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられる。

こうしたことを念頭に以下の各取組を行っていくべきである。

（２）消防団員の加入促進広報

ア 現状

消防団員への加入を促進する広報については、これまでも、消防庁の消防団オフィシャルウェブサイトの各種コンテンツ、入団促進キャンペーン、PRムービーコンテスト、各市町村の広報誌等により実施されている。このことにより、消防団という存在自体の認知は進んでいるものの、消防団への加入が進んでいないのは、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が住民に対し十分に伝わっていないことが原因の一つと考えられる。

イ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開

そのため、まずは、ホームページ・広報誌等、国や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきである。

ウ オンライン加入フォームの整備

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられる。

エ SNSの活用を検討

若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であることを踏まえ、国や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。ただし、SNSを活用する際は、SNSが双方向のコミュニケーションツールであることから、広報内容に団活動の実態が伴っていないと、批判的なコメント等を通じ、却って消防団のネガティブな情報が拡散されてしまうおそれがあるので注意が必要である。

(3) 消防団全体のイメージアップ

ア 現状

消防団全体のイメージアップについては、これまでも、総務大臣感謝状・消防庁長官表彰をはじめとした各種表彰事業や、(公財)日本消防協会による消防団応援の店や消防応援団等の取組、また、操法大会で優勝した団員の家族に対し感謝状を贈呈する自治体の取組などを通じ、一定の効果をきてきている。

イ 消防団のイメージ向上、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気作り

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要である。

今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきである。

3. 幅広い住民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。

当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、各市町村は積極的な入団促進を行うべきである。

例えば、多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられることから、さらに積極的に推進していくべきである。

(参考) 機能別団員の数

平成22年：7,706人 → 令和2年：26,095人（いずれも4月1日時点）

(参考) 機能別団員・機能別分団の例

- ・大規模災害団員（機能別団員）

自主防災組織等で防災活動を中心に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等を速やかに行う役割を担う。

- ・応急手当普及団員（機能別団員）

応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。

- ・元消防職員分団（機能別分団）

元消防職員で構成し、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導・協力等を行う役割を担う。

(1) 被用者の入団促進

ア 現状

消防団員に占める被用者の割合は年々増加している。

(参考) 全消防団員に占める被用者の割合 令和2年：73.9%

※平成12年：68.2% 平成22年：70.5% (いずれも4月1日時点)

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、国や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきである。

イ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団協力事業所表示制度は、平成18年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で1,329となっている。企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられ、未導入の市町村においては、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに導入を進めるべきである。

さらに、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置など、企業側のインセンティブについて都道府県や市町村における検討を改めて促すなど、国においても取組を進めるべきではないか。

ウ 都道府県の主体的関与

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となるだけでは限界がある。

そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきである。

(2) 女性の入団促進

ア 現状

女性消防団員数は一貫して増加しているものの、未だその数は少ないのが現状である。

(参考) 女性消防団員数 令和2年：27,200人

※平成22年：19,043人

全消防団員に占める女性の割合 令和2年：3.3%

※平成22年：2.2%

女性消防団員がいない消防団数 令和2年：548団/2,199団

※平成22年：1,081団/2,275団 (いずれも4月1日時点)

イ 女性消防団員の活動事例の周知

女性消防団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、市民を対象とした応急手当講習など、幅広い分野で活躍している。

国においては、全国女性消防団員活性化大会の開催等を通じ、女性消防団員の活躍を周知しているが、より積極的に女性消防団員の活動や活躍の好事例を収集し、

市町村に情報提供するべきである。例えば、検討会において委員から紹介のあった、子供がいる女性消防団員の声を反映し、訓練に子供を連れてこられるように工夫した事例や、女性消防団員による新しい活動の開拓の事例などが考えられる。

また、多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性消防団員がいない消防団は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきである。

ウ 環境整備

女性消防団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業債を活用した、消防団拠点施設の増強の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。

エ 個性に応じた消防団の実現

女性の加入促進に取り組みながら、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められるであろう。

(3) 学生の入団促進

ア 現状

学生消防団員数は年々増加している。

(参考) 学生消防団員数 令和2年：5,404人

※平成22年：1,804人 平成27年：3,017人（いずれも4月1日時点）

学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、国や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきである。

イ 学生消防団活動認証制度の活用

学生消防団活動認証制度は、平成26年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で323となっている（参考：大学立地市町村は547）。学生の入団促進に当たっては、そのインセンティブとなる学生消防団活動認証制度が有効であると考えられる。

特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに学生消防団活動認証制度を導入すべきである。

(4) 将来の担い手育成

ア 少年消防クラブへの幅広い参加

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きい。少年消防クラブについては、これまでも消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学びつつ、全国少年消防クラブ交流大会やヨーロッパ青少年消防オリンピックも含めた幅広い活動が行われているところであり、こうした少年消防クラブのさらなる活動活性化が期待される。

また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきである。

なお、少年消防クラブの加入対象が男児に限られないのは当然であり（少年法（昭和23年法律第168号）など、法令上の「少年」という文言は性別にかかわらず用いられているのと同様）、性別や年齢を問わず幅広い参画を促す観点から、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとしてはどうか。

イ 高校生に対するアプローチ

（ア）意識啓発の推進

高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。

そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。

（イ）都道府県の主体的関与

高校生へのアプローチについては、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すべきである。

（参考）都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例

- ・避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義や放水体験を実施する
- ・総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする等

実際に、高校生の少年消防クラブ員が多い都道府県では、対象年齢の引上げを要請した消防庁通知や、地域防災力向上のための次世代の人材育成について、地元議会に取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されている。

さらに、機能別団員として高校生の入団促進に取り組んでいる市もあり、国から各都道府県に同様の取組を働きかけていくべきである。

また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推奨している。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきである。

（５）新たな社会環境に対応する団運営

ア 団運営の更なる工夫改善

これまでも触れたとおり、近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、消防団活動の前提となる防災気象情報の把握、地域の実態に即した防災・減災への活動等、幅広い新たな活動を展開することができる団運営が

必要である。

消防団の運営については、団幹部の方々が中心となりながら、市町村長や市町村の担当部局と密接に連携し、平時・有事を問わず消防団が一丸となり、必要な行動をとることができるよう努力していただいているが、これからの社会環境において消防団がより適切に使命を発揮していくため、さらに随所で工夫改善の努力をすることが必要となる。

イ 団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要があるが、このことについて、近年、特に若い人たちのなかから、上意下達、命令一下が厳しく、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることが難しいという声があるとの指摘もされている。

それぞれの消防団によって様々な実態があると考えられるが、こうした指摘も踏まえつつ、消防団が上述のような幅広い新たな活動を適切に行うためには、それぞれの行動に関する知識をもち、あるいは研究をし、必要な行動をすることに意欲をもつ人材を確保しつつ、消防団全体のなかでこれらの幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならない。

ウ 市町村・地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠である。一人ひとりの力の発揮による消防団の総合力向上には消防団を挙げてこれを推進し、これらの蓄積のなかから消防団は、地域の安全確保に一層貢献することができるものである。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となる。こうした連携等を進めることは消防団の透明性、一体感がさらに強まり、地域住民にとっても身近な頼りになる機関として、参加への関心を高めることにもつながる可能性がある。

4. 平時の消防団活動のあり方

(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠である。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいうべきものである。

特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、消防団全体の災害対応能力の向上を図るため、平成26年に「消防学校の教育訓練の基準」を改正するとともに、救助活動に資する「救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車」等を各市町村に無償で貸し付ける事業等を行っている。

各市町村においても、それぞれの地域における消防団の役割を十分果たすために、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について様々な工夫が行われているところであるが、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきである。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、国からも情報提供等を行っていくべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、地域の実態に即した多様な災害対応の訓練を充実させるためには、これまでも消防庁から通知されているとおり、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図るべきである。

（２）操法本来の意義の徹底

Ⅱ－４（１）で述べたとおり、操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もある。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。

（３）操法大会のあり方

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、これまで多数の関係者の長年にわたる献身的努力により、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されてきた。

操法大会については、昭和30年の国の通知において「団体的規律行動の適切と消防技術」の「一層の向上を図る」という操法大会の目的について触れられているとともに、「徒らに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないように」という留意点が示されている。このような通知に則した大会運営について、関係者において努力がなされているが、近年、大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化という指摘がある。これらにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要があることから、主催者において、先に述べた通知の趣旨を踏まえた点検、随時の見直しを行っていくことが重要である。

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしている。

都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。

5. 装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。各市町村においては、消防団に求める役割に見合う装備を充実させるとともに、国や都道府県においては、市町村に対し、平成26年に改正した消防団の装備の基準等を踏まえた装備の充実を促すべきである。

消防庁では、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及びそれに続く令和3年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の一環として、頻発化する豪雨等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上のための資機材整備に取り組んでおり、浸水被害に対応した排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケットなどの整備が進んでいる。こうした災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられる。国や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実させるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組むべきである。なお、こうした教育・研修の機会においては、消防団や消防部局のみの対応にとどまることなく、自主防災組織の研修等を行っている市町村の防災部局と連携をとることが重要である。

おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。これまで多くの消防団関係者の方々による努力の積み重ねにより、消防団が現在まで受け継がれてきたことについては、高く評価されるべきである。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要がある。こうした地域における議論に向けた契機となるよう、本検討会ではこれまでになく踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

各市町村においては、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただき、また、国や各都道府県においても、必要な取組を実施していただき、地域防災力の充実・強化に努めていただきたい。

本報告書や、これを受けて各関係者が行う取組がその大きな一歩となることを期待してやまない。

「消防団員の処遇等に関する検討会」開催要綱

1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

検討会は、消防団員を確保することを目的として、以下に掲げる事項について検討する。

- （１）消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- （２）消防団員の加入促進 等

3 検討会

- （１）検討会の委員は、別添のとおりとする。
- （２）検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。
- （３）座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- （４）検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 運営

- （１）検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室が処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

消防団員の処遇等に関する検討会
委員名簿

(敬称略、五十音順)

- 座長 室崎 益輝 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長)
- 委員 秋本 敏文 (公益財団法人日本消防協会会長)
- 安達 由紀 (鳥取市消防団女性分団団員)
- 石橋 毅 (公益財団法人千葉県消防協会会長)
- 太田 長八 (東伊豆町長)
- 荻澤 滋 (消防庁国民保護・防災部長)
- 小出 譲治 (千葉県市原市長)
- 重川希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科教授)
- 花田 忠雄 (神奈川県くらし安全防災局長)
- 山内 博貴 (全国消防長会総務委員会前委員長(京都市消防局長))